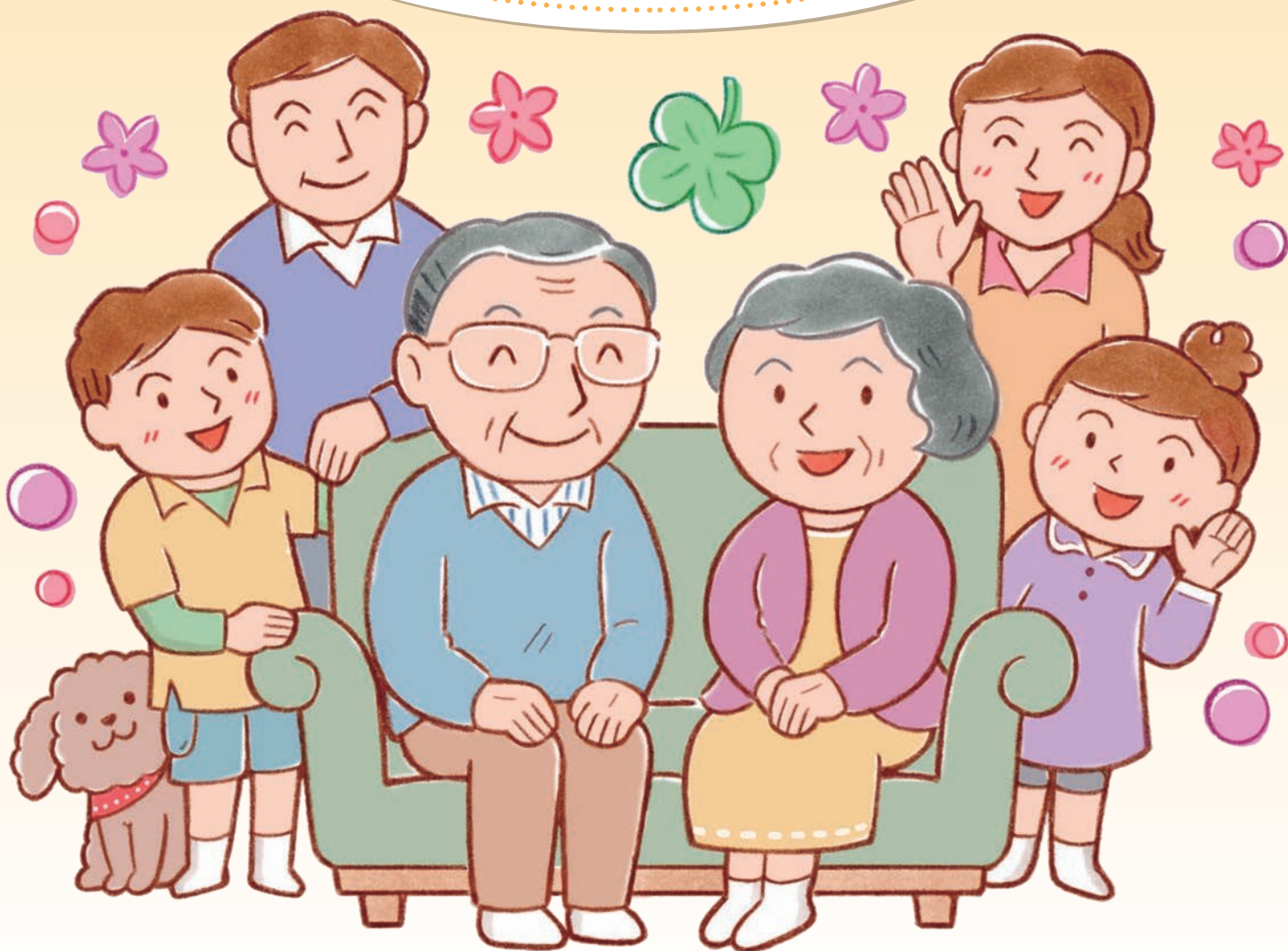


あんしん 介護保険

令和8年度版



こしがや

令和8年4月より

●介護保険料を算定する際の所得基準額の変更

介護保険料算定において、保険料段階の「第1段階」と「第2段階」および「第4段階」と「第5段階」を区分する所得の基準額が、809,000円から**826,500円**に変更となりました。
(☎32～33ページ)

令和8年8月より

●高額介護サービス費の自己負担における基準額が変更

高額介護サービス費において、個人の自己負担上限額の「15,000円」と「24,600円」を区分する所得の基準額が809,000円から**826,500円**に変更となりました。
(☎26ページ)

●介護保険施設を利用したときの食費の基準額が変更

介護保険施設を利用したときに負担する食費の基準額が1,445円から**1,545円**に変更となりました。
(☎25ページ)

●介護保険施設を利用したときの負担軽減における基準額が変更

所得の低い方が介護保険施設を利用したときに、食費・居住費が軽減される場合の「第2段階」と「第3段階①」を区分する所得の基準額が、809,000円から**826,500円**に変更となりました。また、「第3段階①」「第3段階②」に該当する方の食費と居住費の負担限度額が一部変更となりました。
(☎27ページ)

令和8年度介護保険料に限り

●令和7年度税制改正に伴う令和8年度介護保険料の算定の特例

令和7年度税制改正により給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられましたが、介護保険事業の歳入歳出のバランスを保つため、令和7年度税制改正前の給与所得控除額を用いた所得にて介護保険料を算定します。
(☎33ページ)



も く じ

●介護保険制度のしくみ	4
●サービスを利用するには	6
サービス利用の流れ	8
ケアプラン作成からサービス利用までの流れ	10
●利用できるサービス	12
介護サービス	12
介護予防サービス	16
地域密着型サービス	18
福祉用具貸与・購入、住宅改修	20
介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）	22
●利用者負担について	24
居宅サービスの費用	24
施設サービスの費用	25
自己負担が高額になったとき	26
●介護保険料について	30
●地域包括支援センターについて	34
●相談窓口・お問い合わせ	36
●介護保険以外の独自サービス	39
●成年後見制度とは??	47

介護保険制度のしくみ

みなさんがいつまでも住みなれたまちで安心して暮らせるためのしくみ。それが、市（保険者）が運営する介護保険です。40歳以上のみなさんが加入者（被保険者）となって保険料を出し合い、必要に応じた介護保険サービスを利用できる制度です。

加入者のみなさん（被保険者）

65歳以上の方 （第1号被保険者）

サービスを利用できる方

市に「介護が必要」と認定された方



※介護が必要になった原因が、どんな病気やけがかは問われません

40歳から64歳までの方 （第2号被保険者）

サービスを利用できる方

老化が原因とされる特定疾病*（5ページ）が原因で、介護が必要であると認定された方



※交通事故等が原因の場合は、介護保険の対象外となります

介護保険証と介護保険負担割合証

■介護保険証

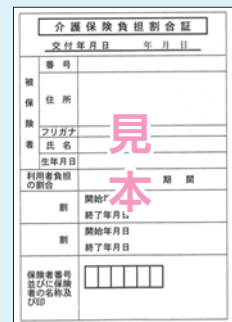
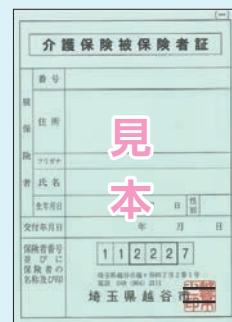
介護保険証（介護保険被保険者証）は、被保険者一人に一枚交付されます。介護保険サービスを利用するときやケアプランの作成を依頼するときに必要なので、大切に保管してください。

- 65歳に到達する月に交付されます。
- 40歳～64歳の方は、認定を受けた場合などに交付されます。

■介護保険負担割合証

介護保険負担割合証には、介護保険サービスを利用するときを支払う利用者負担の割合が記載されています。要介護・要支援またはサービス事業対象者と認定された方に交付されますので、サービス利用の際に介護保険証と一緒に提示してください。

- 有効期限は1年間（8月～翌年7月）です。



- 介護保険料の納付
- 要介護・要支援認定の申請
- サービス事業対象者の申請

- 介護保険証の交付
- 要介護・要支援認定
- サービス事業対象者の決定

地域包括支援センター

（34ページ参照）

- 高齢者や家族の相談に応じます。
- 介護予防や自立支援を行います。
- 虐待防止など権利擁護に取り組みます。
- ケアマネジャーの支援を行います。

- さまざまな相談

- 相談を受け支援

- ケアプランの作成依頼
- サービスに関する相談

- ケアプランの作成
- 相談を受け支援

ケアマネジャー

- 要介護・要支援認定の申請や更新手続きを代行します。
- ケアプランを作成します。
- サービス事業者との連絡調整を行います。

- サービスを利用し、費用の1～3割を支払う

- サービスの提供

越谷市（保険者）

- 保険者として介護保険制度を運営します。
- 保険料を徴収し、介護保険証を交付します。
- 要介護・要支援認定を行います。
- 介護予防・相談などのための「地域支援事業」を実施します。



介護報酬の支払い

介護報酬の請求

サービス事業者

- 行政の指定等を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などの団体。
- 居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスなどを提供します。
- 事業者の指定等は6年ごとの更新制です。



*特定疾病は以下の16種類が定められています。

- がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
- 関節リウマチ ●筋萎縮性側索硬化症 ●後縦靱帯骨化症 ●骨折を伴う骨粗しょう症
- 初老期における認知症 ●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症 ●脊柱管狭窄症 ●早老症 ●多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 ●脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症 ●慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

サービスを利用するには

介護（介護予防）が必要になった方は、市の窓口で申請し、「介護や支援が必要な状態である」という認定を受ける必要があります。「介護が必要な状態かどうか」「どのくらいの介護が必要であるか」といった認定結果は、訪問調査や審査・判定を経て、通知されます。

① 相談・申請

(→P8)

高齢者がお住まいの地区を担当する地域包括支援センターまたは、市の窓口で相談します。希望するサービスがあれば、伝えるようにしましょう。

- 介護（介護予防）サービスを利用したい方は、「要介護・要支援認定」の申請をします。



- サービス・活動事業を利用したい方は、「基本チェックリスト」を受けます。

下記の方も「基本チェックリスト」を受けます

- 要介護認定で非該当となった方
- 介護予防サービスの利用を必要としている方
- 介護予防・日常生活支援総合事業の対象者認定を希望する方

② 要介護認定の調査・判定

(→P8)

心身の状態などを調べます

■訪問調査

市の職員等が、心身の状況を調べるため、本人や家族などにお話をうかがいに訪問します。

■主治医の意見書

本人の主治医が介護を必要とする原因疾患などについて記入します。

審査・判定を行います

■コンピュータ判定（一次判定）

聞き取ったデータを入力して行います。

■介護認定審査会（二次判定）

訪問調査の結果と主治医の意見書をもとに、介護認定審査会が審査・判定します。

② 基本チェックリストを受ける

本人の状況を確認しながら基本チェックリスト（7ページ参照）を実施します

※一般介護予防事業は、65歳以上の方なら誰でも利用できます。

用語解説▶基本チェックリスト

基本チェックリストとは、要介護状態になるおそれがないかを調べるための25の質問事項で、生活機能が低下した高齢者を早期に把握し、一般介護予防事業につなげます。その後本人の状態に変化が見られた場合や、一定期間サービスの利用がなかった場合には改めて基本チェックリストを用いることで、適切にサービスを利用することができます。



③ 認定結果の通知

(→P9)

認定結果は、介護認定審査会の審査結果に基づいて、市から通知されます。

要介護または要支援と認定された方には「介護保険負担割合証」が交付されます。

要介護5

要介護4

要介護3

要介護2

要介護1

要支援2

要支援1

非該当（自立）

介護サービス



介護予防サービス



介護予防・日常生活支援総合事業

サービス・活動事業

一般介護予防事業

生活機能の低下がみられた方

自立した生活が送れる方

サービス利用の流れ

① 相談・申請

介護（介護予防）サービスを利用するためには、「要介護・要支援認定」の申請が必要です。まずは市の窓口で申請の手続きをしてください。本人または親族が申請する以外に、**成年後見人、地域包括支援センター***や**省令で定められた居宅介護支援事業者、介護保険施設**などに代行してもらうこともできます。

*地域包括支援センターについては34ページを参照ください。

《申請に必要なもの》

□ 要介護・要支援認定申請書

（市の介護保険課窓口やホームページにあります）

□ 介護保険被保険者証

□ 医療保険に加入していることが確認できるもの（40歳～64歳の方）

□ 本人や代理人の本人確認ができるもの（マイナンバーカードなど）

※申請書には、主治医の氏名・医療機関名などを記入します。**申請に際し、主治医意見書を書いてもらえるかどうかを本人や親族などから医療機関へ電話などで確認してください。**



② 要介護・要支援認定の調査・判定

■ 訪問調査

市の職員や市から委託された事業所の調査員（ケアマネジャー）がご自宅を訪問し、本人や親族から、心身の状況について「聞き取り調査」を行います。全国共通の調査票を用いて、概況調査、基本調査、特記事項の記入により行われます。

《基本調査項目》

● 身体機能・起居動作

- ☐ 麻痺（まひ）等
- ☐ 拘縮（関節の動く範囲の制限）
- ☐ 寝返り
- ☐ 起き上がり
- ☐ 座位保持
- ☐ 両足での立位保持
- ☐ 歩行
- ☐ 立ち上がり
- ☐ 片足での立位
- ☐ 洗身・つめ切り
- ☐ 視力
- ☐ 聴力

● 生活機能

- ☐ 移乗（いす等へ乗り移り）
- ☐ 移動
- ☐ えん下（食物の飲み込み）
- ☐ 食事摂取
- ☐ 排尿・排便
- ☐ 口腔清潔・洗顔・整髪
- ☐ 衣服着脱
- ☐ 外出頻度

● 認知機能、精神・行動障害

- ☐ 意思の伝達
- ☐ 記憶・理解
- ☐ 精神・行動障害

● 社会生活への適応

- ☐ 薬の内服
- ☐ 金銭の管理
- ☐ 日常の意思決定
- ☐ 集団への不適応
- ☐ 買い物
- ☐ 簡単な調理

● 過去14日間に受けた特別な医療

● 日常生活自立度

■ 審査・判定

● 一次判定

調査票はコンピュータで処理され、「どれくらいのサービスが必要か」の指標となる「要介護状態区分」が判定されます。

● 二次判定

コンピュータ判定の結果と、訪問調査による特記事項や主治医の意見書をもとに、市が任命する保健、医療、福祉の専門家から構成された「**介護認定審査会**」で審査を行い、要介護状態区分の判定を行います。

③ 認定結果の通知

介護認定審査会の審査結果に基づき、介護が必要な「**要介護1～5**」、介護予防が必要な「**要支援1・2**」、介護保険の対象とならない「**非該当（自立）**」の区分に分けて認定が行われ、要介護状態区分や認定の有効期間などが記載された**認定結果通知書**と**介護保険証**、**介護保険負担割合証**が届きます。

要介護状態区分	受けられるサービス	サービスの内容	参 照
要介護5 要介護4 要介護3 要介護2 要介護1	介護保険の 介護サービス （介護給付）	介護の必要性が高い方を対象に、住みなれたまちや家で自立した生活が送れるよう支援するため、状態の改善・悪化防止を目的に提供するサービスです。	手続きは →10ページ サービスは →12ページ
要支援2 要支援1	介護保険の 介護予防サービス （予防給付）	要介護状態が軽く、心身機能が改善する可能性が高い方などに提供するサービスです。	手続きは →10ページ サービスは →16ページ
非該当（自立）	介護予防・ 日常生活支援 総合事業	介護（介護予防）保険の対象者にはありませんが、生活機能の低下している方や、将来的に介護が必要となる可能性が高い方が市の事業を受けられます。	手続きは →10ページ サービスは →22ページ

認定結果の有効期間と更新手続き

認定の有効期間は原則として新規の場合は3～12か月、更新の場合は3～48か月です（月途中の申請の場合は、その月の末日までの期間 + 有効期間）。また、認定の効力発生日は認定申請日になります（更新認定の場合は前回認定の有効期間満了日の翌日）。引き続き介護サービスの利用を希望する場合は、**有効期間満了前に更新手続きが必要です**。更新も新規と同じ手続き（6～9ページ）となります。

（例）初回認定の有効期間と更新の時期（12か月の場合）

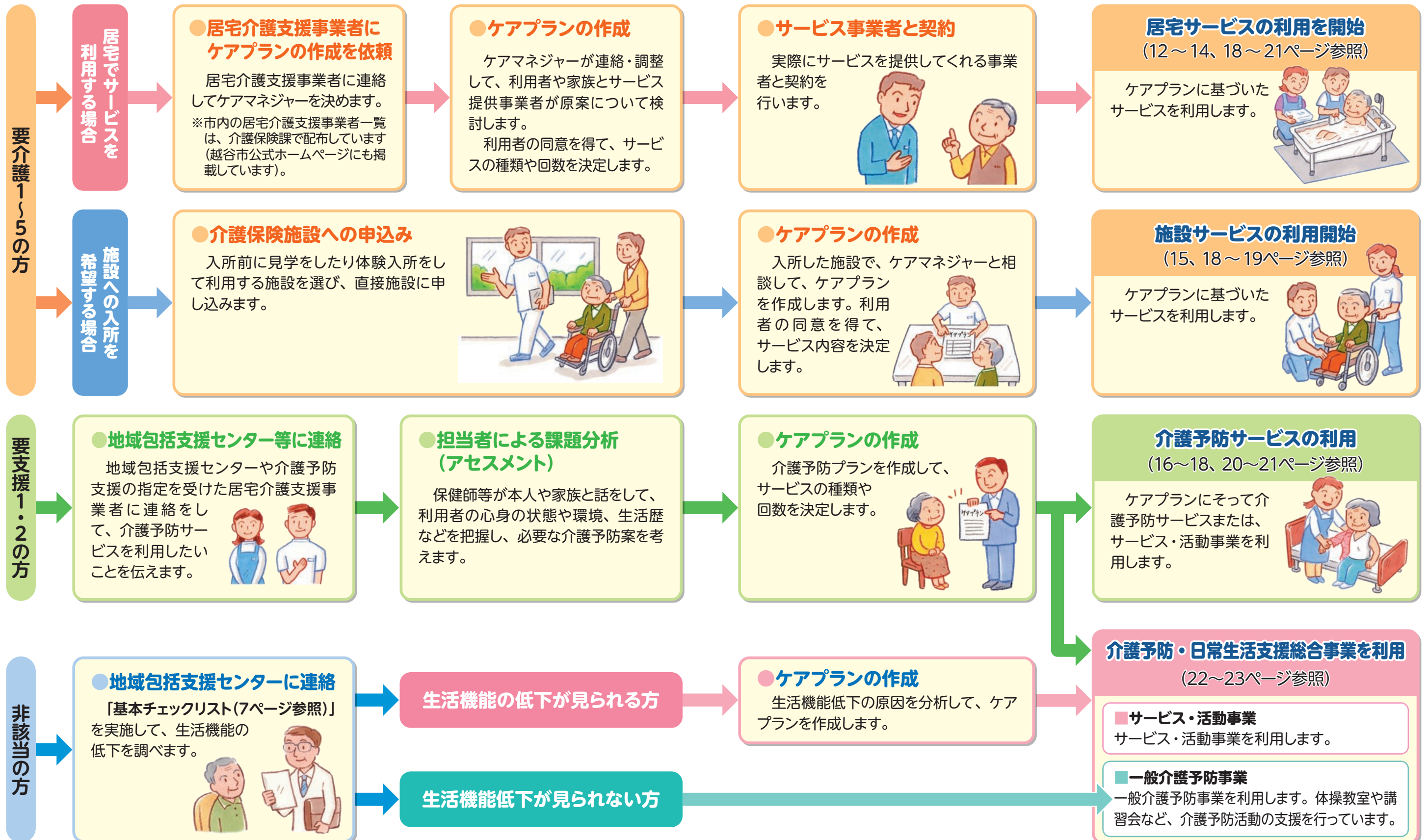


④ サービスの利用（ケアプラン作成からサービス利用までの流れ）

介護保険のサービスは、ケアプランに基づいて行われます。ケアプランは、利用者の希望をもとに「いつ」「どんなサービスを」「どれくらい」利用するかを決めるサービス計画のことで、ケアマネジャーがその手助けをします。

用語解説▶地域包括支援センター

介護予防に関する業務を担っている市に設けられた施設です。主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師等の専門家が在籍しており、介護に関する相談だけではなく、虐待防止や消費者トラブルなど、高齢者が抱えるさまざまな問題の相談も行っています。（34ページ参照）



利用できるサービス

要介護1～5の方

介護サービス(居宅サービス)

居宅サービスには、自宅に来てもらって支援を受ける訪問介護サービスや、自宅から通って介護を受ける通所介護サービスなどがあります。

◆居宅で受けるサービス

訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事、入浴、排せつ等の身体介護や調理、掃除などの生活援助を行います。通院などを目的とした乗降介助(介護タクシー)も利用できます。

受けられるサービスの内容

〈身体介護〉

- 食事・排せつの介助
- 洗顔や歯みがき、入浴の介助
- 体位の変換、就寝や起床の介助
- 移動の介助、通院や外出の付き添い

〈生活援助〉

- 掃除・洗濯・衣類の整理
- 食事の用意や片付け
- 薬の受け取り
- 日用品の買物、ゴミ出し



●サービス費用のめやす

■身体介護(20分以上30分未満)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1～5	2,542円	255円

■生活援助(20分以上45分未満)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1～5	1,865円	187円

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算となります。

■乗車・降車等介助(1回)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1～5	1,010円	101円

※移送にかかる費用は別途負担となります。

👉以下のサービスは介護保険の対象とはなりません!

- ✕本人以外の家族のための家事
- ✕草むしりや花木の手入れ
- ✕ペットの世話
- ✕洗車
- ✕大掃除や家屋の修理など日常的な家事の範囲を超えるもの など

訪問入浴介護

看護師、介護士が訪問し、入浴設備や簡易浴槽を備えた移動入浴車による入浴介助を行います。



●サービス費用のめやす

■全身入浴

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1～5	13,191円	1,320円

訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などが、訪問によるリハビリテーションを行います。



●サービス費用のめやす

■1回につき

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1～5	3,181円	319円

訪問看護

疾患等を抱えている方について、訪問看護ステーションや医療機関の看護師などが居宅を訪問し、主治医と連絡をとりながら療養上の世話や診療の補助を行います。

●サービス費用のめやす

■訪問看護ステーションから(20分～30分未満)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1～5	4,907円	491円

■病院または診療所から(20分～30分未満)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1～5	4,157円	416円

◆施設に通って受けるサービス

通所介護(デイサービス)

デイサービスセンターに通い、他の利用者と一緒に食事、入浴などの日常生活上の支援やレクリエーションなどが受けられます。

受けられるサービスの内容

- 施設への送迎
- 日常生活動作の訓練
- レクリエーションなどの交流活動
- 健康状態の確認



●サービス費用のめやす

通常規模の事業所の場合(7時間以上8時間未満)

※送迎を含む

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1	6,757円	676円
要介護2	7,979円	798円
要介護3	9,243円	925円
要介護4	10,506円	1,051円
要介護5	11,789円	1,179円

※自己負担には食費、日常生活費は含まれていないため、別途負担が必要です。

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問して、療養上の管理や指導を行います。

※医療機関の薬剤師が行う場合は月2回まで、薬局の薬剤師、歯科衛生士等が行う場合は月4回までとなります。

※医師や歯科医師による訪問診療や投薬、検査、処置などは医療保険の対象となります。

●サービス費用のめやす

単一建物居住者1人に対して行う場合

■医師による指導(1か月に2回まで)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1～5	5,150円	515円

通所リハビリテーション(デイケア)

老人保健施設や医療機関等で、食事・入浴などの日常生活上の支援や、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションを日帰りで行います。



●サービス費用のめやす

通常規模の事業所の場合(所要時間7時間以上8時間未満)

※送迎を含む

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1	7,871円	788円
要介護2	9,327円	933円
要介護3	10,805円	1,081円
要介護4	12,550円	1,255円
要介護5	14,245円	1,425円

※自己負担には食費、日常生活費は含まれていないため、別途負担が必要です。

※サービス費用のめやすは基本的な費用で算定しているため、サービス内容等によってさまざまな加算が算定(追加)されます。

※サービス費用のめやすは基本的な費用で算定しているため、サービス内容等によってさまざまな加算が算定(追加)されます。

短期入所生活介護 (ショートステイ)

介護老人福祉施設等で、食事・入浴などの日常生活上の支援や、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションを行います。

●サービス費用のめやす

介護老人福祉施設（併設型・従来型個室）の場合
(1日につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1	6,228円	623円
要介護2	6,941円	695円
要介護3	7,695円	770円
要介護4	8,418円	842円
要介護5	9,131円	914円

※自己負担には食費、滞在費、日常生活費は含まれていないため、別途負担が必要です。

短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)

介護老人保健施設や介護医療院などに短期間入所して、医学的管理の下に日常生活上の介護・支援や機能訓練を行います。

●サービス費用のめやす

介護老人保健施設（従来型個室）の場合
(1日につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1	7,733円	774円
要介護2	8,226円	823円
要介護3	8,873円	888円
要介護4	9,427円	943円
要介護5	9,972円	998円

※自己負担には食費、滞在費、日常生活費は含まれていないため、別途負担が必要です。

◆施設入居者が受けるサービス

特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居中の高齢者が、要介護・要支援状態になったときは、日常生活上で必要な介護や機能訓練などが介護保険で受けられます。



●サービス費用のめやす

(1日につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1	5,566円	557円
要介護2	6,254円	626円
要介護3	6,973円	698円
要介護4	7,640円	764円
要介護5	8,349円	835円

※自己負担には食費、居住費、日常生活費は含まれていないため、別途負担が必要です。

※特定施設入居者生活介護は負担限度額認定の軽減の対象になるサービスではありません。

※サービス費用のめやすは基本的な費用で算定しているため、サービス内容等によってさまざまな加算が算定(追加)されます。

要介護1～5の方

介護サービス(施設サービス)

施設サービスは在宅介護が難しい場合に、施設に入所して受けるサービスです。

《生活全般での介護が必要な方》 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で、在宅での介護が困難な方のための施設です。食事、入浴、排せつなどの日常生活介護や療養上の世話が受けられます。

※新規入所は、原則要介護3以上の方となります。



●サービス費用のめやす

多床室の場合
(1日につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1	6,049円	605円
要介護2	6,767円	677円
要介護3	7,517円	752円
要介護4	8,236円	824円
要介護5	8,945円	895円

※自己負担には食費、居住費、日常生活費は含まれていないため、別途負担が必要です。

《在宅復帰をめざしてリハビリを受けたい方》 介護老人保健施設(老人保健施設)

病状の安定している方に、医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を提供し、家庭への復帰を支援するための施設です。



●サービス費用のめやす

多床室の場合
(1日につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1	8,144円	815円
要介護2	8,657円	866円
要介護3	9,325円	933円
要介護4	9,869円	987円
要介護5	10,393円	1,040円

※自己負担には食費、居住費、日常生活費は含まれていないため、別途負担が必要です。

《長期的な療養と介護を一緒に受けたい方》 介護医療院

慢性期の医療と介護の両方のニーズに対応するための施設です。看取り介護やターミナルケアなどにも対応します。



●サービス費用のめやす

多床室の場合
(1日につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1	8,554円	856円
要介護2	9,684円	969円
要介護3	12,139円	1,214円
要介護4	13,176円	1,318円
要介護5	14,121円	1,413円

※自己負担には食費、居住費、日常生活費は含まれていないため、別途負担が必要です。

※サービス費用のめやすは基本的な費用で算定しているため、サービス内容等によってさまざまな加算が算定(追加)されます。

要支援1・2の方

介護予防サービス

要介護状態にならないようにするためのサービスで、利用者が自立した生活ができるように支援します。

◆居宅で受けるサービス

介護予防訪問入浴介護

居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合などに限定して、訪問による入浴介護が提供されます。



●サービス費用のめやす

■全身入浴

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1・2	8,919円	892円

介護予防
訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などが訪問し、短期集中的なリハビリテーションを行います。



●サービス費用のめやす

■1回につき

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1・2	3,078円	308円

介護予防訪問看護

看護師などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。



●サービス費用のめやす

■訪問看護ステーションから(20分～30分未満)

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1・2	4,699円	470円

■病院または診療所から(20分～30分未満)

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1・2	3,980円	398円

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。



※医療機関の薬剤師が行う場合は月2回まで、薬局の薬剤師、歯科衛生士等が行う場合は月4回までとなります。

※医師や歯科医師による訪問診療や投薬、検査、処置などは医療保険の対象となります。

●サービス費用のめやす

■単一建物居住者1人に対して行う場合

■医師による指導(1か月に2回まで)

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1・2	5,150円	515円

※サービス費用のめやすは基本的な費用で算定しているため、サービス内容等によってさまざまな加算が算定(追加)されます。

◆施設に通って受けるサービス

介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

老人保健施設や医療機関等で、共通的服务として日常生活上の支援やリハビリテーションを行うほか、その方の目標に合わせた選択的なサービス(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上)を提供します。



●サービス費用のめやす

(1か月につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1	23,428円	2,343円
要支援2	43,675円	4,368円

※自己負担には食費、日常生活費は含まれていないため、別途負担が必要です。

介護予防短期入所生活介護
(ショートステイ)

介護老人福祉施設等で、共通的服务として日常生活上の支援やリハビリテーションを行うほか、その方の目標に合わせた選択的なサービス(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上)を提供します。



●サービス費用のめやす

介護老人福祉施設(併設型・従来型個室)の場合
(1日につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1	4,658円	466円
要支援2	5,795円	580円

※自己負担には食費、滞在費、日常生活費は含まれていないため、別途負担が必要です。

介護予防短期入所療養介護
(医療型ショートステイ)

介護老人保健施設や介護医療院などに短期間入所して、医学的管理の下に日常生活上の介護・支援や機能訓練を行います。



●サービス費用のめやす

介護老人保健施設(従来型個室)の場合
(1日につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1	5,946円	595円
要支援2	7,456円	746円

※自己負担には食費、滞在費、日常生活費は含まれていないため、別途負担が必要です。

◆施設入居者が受けるサービス

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居している高齢者が、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を受けます。



●サービス費用のめやす

(1日につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1	1,879円	188円
要支援2	3,214円	322円

※自己負担には食費、居住費、日常生活費は含まれていないため、別途負担が必要です。

※介護予防特定施設入居者生活介護は負担限度額認定の軽減の対象になるサービスではありません。

※サービス費用のめやすは基本的な費用で算定しているため、サービス内容等によってさまざまな加算が算定(追加)されます。

要介護1～5の方

要支援1・2の方

地域密着型サービス

●原則、他市区町村のサービスは利用できません。

高齢者の方が住みなれた場所での生活を続けるために、身近な地域ごとに拠点をつくり、支援していくサービスです。

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の方を対象に、専門的なケアを提供する通所介護です。



●サービス費用のめやす

単独型の場合（7時間以上8時間未満）

	サービス費用	自己負担（1割）
要支援1	8,894円	890円
要支援2	9,927円	993円
要介護1	10,268円	1,027円
要介護2	11,383円	1,139円
要介護3	12,499円	1,250円
要介護4	13,625円	1,363円
要介護5	14,740円	1,474円

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら共同生活する住宅です。

※要支援1の方は利用できません。



●サービス費用のめやす

（1日につき）

	サービス費用	自己負担（1割）
要支援2	7,815円	782円
要介護1	7,856円	786円
要介護2	8,226円	823円
要介護3	8,462円	847円
要介護4	8,637円	864円
要介護5	8,821円	883円

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系・宿泊系のサービスを組み合わせ、多機能なサービスを提供する小規模な拠点です。



●サービス費用のめやす

同一建物居住者以外に対して行う場合（1か月につき）

	サービス費用	自己負担（1割）
要支援1	35,638円	3,564円
要支援2	72,020円	7,202円
要介護1	108,031円	10,804円
要介護2	158,772円	15,878円
要介護3	230,968円	23,097円
要介護4	254,913円	25,492円
要介護5	281,068円	28,107円

※サービス費用のめやすは基本的な費用で算定しているため、サービス内容等によってさまざまな加算が算定（追加）されます。

看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

小規模多機能型居宅介護のサービスに加えて、必要に応じて訪問看護の複数のサービスも提供されます。サービス間の調整が行いやすくなり、柔軟にサービスが利用できるようになります。

※要支援の方は利用できません。

●サービス費用のめやす

同一建物居住者以外に対して行う場合（1か月につき）

	サービス費用	自己負担（1割）
要介護1	128,577円	12,858円
要介護2	179,896円	17,990円
要介護3	252,888円	25,289円
要介護4	286,822円	28,683円
要介護5	324,444円	32,445円

夜間対応型訪問介護

24時間安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を整備します。

※要支援の方は利用できません。

●サービス費用のめやす

オペレーションセンターを設置している場合

■基本夜間対応型訪問介護（1か月につき）

	サービス費用	自己負担（1割）
要介護1～5	10,305円	1,031円

■定期巡回サービス（1回につき）

	サービス費用	自己負担（1割）
要介護1～5	3,876円	388円

■随時訪問サービス（1回につき）

	サービス費用	自己負担（1割）
要介護1～5	5,908円	591円

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する方のための介護サービスです。

※要支援の方は利用できません。

※新規入所は、原則要介護3以上の方となります。

●サービス費用のめやす

多床室の場合（1日につき）

	サービス費用	自己負担（1割）
要介護1	6,162円	617円
要介護2	6,891円	690円
要介護3	7,651円	766円
要介護4	8,390円	839円
要介護5	9,109円	911円

※サービス費用のめやすは基本的な費用で算定しているため、サービス内容等によってさまざまな加算が算定（追加）されます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護（定期巡回・随時対応サービス）

訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と、必要に応じて24時間随時対応を行うサービスです。

※要支援の方は利用できません。

●サービス費用のめやす

訪問介護・訪問看護を利用する場合（1か月につき）

	サービス費用	自己負担（1割）
要介護1	82,797円	8,280円
要介護2	129,343円	12,935円
要介護3	197,438円	19,744円
要介護4	243,390円	24,339円
要介護5	294,865円	29,487円

地域密着型特定施設入居者生活介護

入居定員29人以下の小規模な特定施設入居者生活介護に入居する方のための介護サービスです。

※要支援の方は利用できません。

●サービス費用のめやす

（1日につき）

	サービス費用	自己負担（1割）
要介護1	5,607円	561円
要介護2	6,305円	631円
要介護3	7,034円	704円
要介護4	7,702円	771円
要介護5	8,421円	843円

地域密着型通所介護

利用定員18人以下の小規模なデイサービスセンターで、入浴や排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練が受けられます。

※要支援の方は利用できません。

●サービス費用のめやす

（7時間以上8時間未満）

	サービス費用	自己負担（1割）
要介護1	7,733円	774円
要介護2	9,140円	914円
要介護3	10,598円	1,060円
要介護4	12,036円	1,204円
要介護5	13,474円	1,348円

要介護1～5の方

要支援1・2の方

福祉用具貸与・購入、住宅改修

介護に必要な福祉用具のレンタルや購入をしたり、自宅をバリアフリーに改修したりするときに、費用の一部が介護保険から支給されます。

★令和6年4月から、福祉用具の適時・適切な利用、安全を確保する観点から、利用者の意思決定に基づき、下記の福祉用具について、貸与と購入の選択ができるようになりました。

●固定用スロープ ●歩行器(歩行車を除く) ●単点杖(松葉杖を除く) ●多点杖

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

日常生活の自立を助ける用具や機能訓練に用いるための福祉用具を貸し出します。

※事業者ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されます。

●利用者負担について

レンタル費用の1割～3割が利用者負担となります。

対象となる用具

○＝利用できる ×＝原則として利用できない

△＝尿のみを吸引するものはできる

・手すり(工事をとまなわないもの)
・スロープ(工事をとまなわないもの)
・歩行器・歩行補助つえ

・車いす・車いす付属品(クッション、電動補助装置等)
・特殊寝台・特殊寝台付属品・床ずれ防止用具
・体位変換器・認知症老人徘徊感知機器・移動用リフト(つり具を除く)

・自動排泄処理装置

	要支援1・2	要介護2・3	要介護4・5
	要介護1		
・手すり(工事をとまなわないもの) ・スロープ(工事をとまなわないもの) ・歩行器・歩行補助つえ	○	○	○
・車いす・車いす付属品(クッション、電動補助装置等) ・特殊寝台・特殊寝台付属品・床ずれ防止用具 ・体位変換器・認知症老人徘徊感知機器・移動用リフト(つり具を除く)	×	○	○
・自動排泄処理装置	△	△	○



特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入

申請が必要です

入浴や排せつなど、貸与になじまない福祉用具の購入費を支給します。

※「福祉用具販売業者に対する指定制度」が導入されています。(指定業者から購入しないと介護保険の対象になりません)

※事業者ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されます。

●利用者負担について

購入費の1割～3割が利用者負担となります。ただし、いったん利用者が全額を負担したのち、領収書・パンフレットの写しを添えて介護保険課窓口で申請することで、10万円の限度額内で保険給付分(費用の7割～9割)が、あとから支給されます。

対象となる用具

●腰掛便座 ●自動排泄処理装置の交換可能部品 ●入浴補助用具 ●簡易浴槽 ●移動用リフトのつり具
●排泄予測支援機器



福祉用具は正しく利用して初めて効果が得られます。効用と弊害をきちんと理解して、効果を十分に得られる使い方を心がけましょう。

居宅介護住宅改修・介護予防住宅改修

必ず事前の申請が必要です!

※事前申請がない場合は支給の対象とはなりません。

手すりの取り付けや段差解消など生活環境を整えるための住宅改修を行った場合、費用の一部を住宅改修費として支給します。

対象となる工事の例

- 手すりの取り付け
- 段差の解消
- 滑りの防止、移動の円滑化のための床材の変更
- 引き戸などへの扉の取り替え
- 洋式便器などへの便器の取り替え
- その他これらの各工事に付帯して必要な工事

※改修の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか市の窓口に相談しましょう。

※新築工事や大規模改修とあわせての改修は対象なりません。

●利用者負担について

要介護状態区分にかかわらず、同一住宅で1人につき対象費用20万円を上限として、その1割～3割を利用者が負担します。

※介護保険証記載の住所地(住民票上の住所地)における住宅改修のみが対象です。

※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。

※引っ越しをした場合や要介護度が大きく上がった場合、再度支給を受けることができます。



② 介護保険で住宅改修するときの注意点

- 本人や介護をする家族がケアマネジャーなどと事前に相談し、専門的所見に基づき改修を必要と判断された、自宅における日常生活上での必要な工事に限られます。
- 必要に応じて複数の業者から見積りを取りましょう。より適切な改修を選択できます。

●手続きの流れ(償還払いの場合)※

ケアマネジャーまたは
地域包括支援センターに相談

施工事業者の選択・見積もり依頼

介護保険課へ事前申請

・書類の審査をしますので、少なくとも工事の10日前までに申請をお願いします。

工事の実施・完了／支払い(全額)

・市の承認決定を受けてから着工します。

介護保険課へ払い戻し(工事完了)の手続き

住宅改修費の支給(保険給付分)

事前申請に必要な書類

- 住宅改修費事前申請書
- 住宅所有者の承諾書
(住宅改修利用者と住宅所有者が異なる場合)
- 工事費内訳書(見積書)
- 住宅改修が必要な理由書
(ケアマネジャーに作成を依頼します)
- 間取図(平面図)
- 改修部分の工事前の写真(日付入り)

手続きに必要な書類

- 住宅改修費支給申請書
- 領収書の原本(被保険者本人の名前のもの)
- 工事費内訳書(請求書)
- 改修部分の工事前、工事後の写真(日付入り)

※住宅改修の施工事業者が受領委任払い登録事業者の場合は、被保険者の支払いを自己負担額のみ(1割、2割または3割)とすることもできます。ただし、給付制限を受けている方は対象外です。

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）とは、市が主体となって多様な介護予防と生活支援サービスを提供する事業です。「サービス・活動事業」と「一般介護予防事業」があります。

介護予防・日常生活支援総合事業

● サービス・活動事業

生活支援サービスなど、利用者のニーズに合わせたさまざまなサービスが実施されます。NPO法人や一般企業、住民ボランティアなども協力して行われます。

対象者 ① 要支援1・2の方

（要介護に移行した方も、市が認めた場合は利用可）。

② 「基本チェックリスト」により該当した方。

利用料

原則として費用の1割～3割を負担します。また、要介護状態の区分により1か月あたりの上限額が決められています。



● 一般介護予防事業

要介護・要支援状態の有無にかかわらず、すべての高齢者を対象に行われるサービスです。高齢者自身も事業の担い手として参加することにより、地域のコミュニティを活性化する役割を期待されています。

対象者 65歳以上(第1号被保険者)のすべての方。

利用料 原則として利用者の負担はありません。



介護保険サービスに疑問や不満を感じたときは

介護保険サービスの内容や対応に疑問や不満があるときは、率直に事業所の担当者に話をしてみましょう。また、ケアマネジャーや地域包括支援センターに相談してみるのもひとつの方法です。それでも解決しない場合には、市の介護保険課窓口にご相談ください。

《サービス・活動事業のサービスを利用》

介護予防のさまざまな要望に対応するため、これまでの介護予防訪問介護や介護予防通所介護に相当するサービスに加え、住民主体の支援など多様なサービスを行います。

【1】訪問型サービス

① 訪問介護相当サービス

介護保険事業所の専門職が提供するサービス。食事・入浴・排せつ介助などの身体介護や掃除・洗濯・調理などの生活援助を行います。

② 訪問型サービス・活動 A（基準緩和）

NPO、民間事業者等で一定の研修受講者等が提供するサービス。掃除・洗濯・調理などの生活援助のみを行います。

③ 訪問型サービス・活動 B（住民主体）

主にボランティア中心で提供するサービス。掃除・洗濯・調理などの生活援助や、安否確認等のサービスも行います。

【2】通所型サービス

① 通所介護相当サービス

介護保険事業所において、専門職が提供するサービス。身体介護や生活援助を行います。

② 通所型サービス・活動 A（基準緩和）

介護保険事業所において、一定の研修受講者等が提供するサービス。生活援助や体操などのレクリエーションを実施します。

③ 通所型サービス・活動 B（住民主体）

主にボランティア中心で提供するサービス。ボランティア団体が活動する場所で、ミニデイサービス等を行います（送迎はありません）。

④ 通所型サービス C

保健・医療の専門職による短期間（3か月程度）で行われるサービス。日常生活動作等の向上を図ります。

● 利用者負担（1割）のめやす（1か月あたり）

週1回程度	1,226円
週2回程度	2,448円
週2回程度を超える	3,884円

※週2回程度以上は要支援2の方のみ

● 利用者負担（1割）のめやす

（1回あたり[月上限8回]）

20分未満	100円
20分以上45分未満	150円
45分以上	200円

● 利用者負担のめやす

各団体の設定する実費負担分

● 利用者負担（1割）のめやす（1か月あたり）

事業対象者・要支援1	1,847円
要支援2	3,719円

● 利用者負担（1割）のめやす

（1回あたり[月上限8回]）

1回	300円
----	------

● 利用者負担のめやす

各団体の設定する実費負担分

● 利用者負担のめやす

費用負担なし

《事業内容の例》

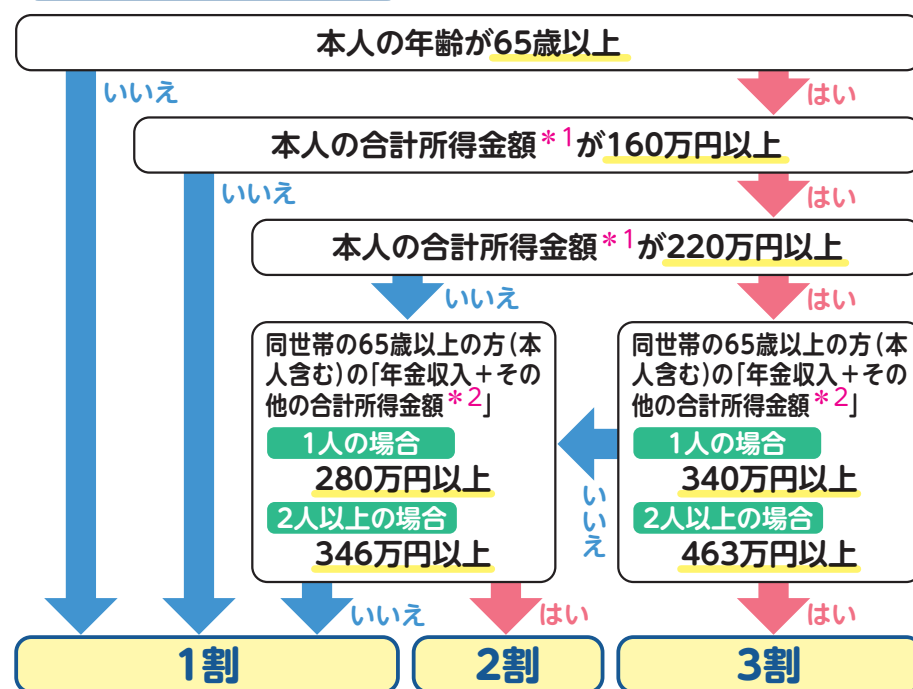
- 介護予防把握事業
- 介護予防普及啓発事業
- 地域介護予防活動支援事業
- 一般介護予防事業評価事業
- 地域リハビリテーション活動支援事業



利用者負担について

ケアプランに基づいてサービスを利用するとき、みなさんがサービス事業者を支払うのは、**かかった費用の1割～3割**です。また、利用するサービスによっては、別に食費・居住費や日常生活費などが必要となる場合や、介護保険の対象とならないサービス費用もあります。

負担割合の判定方法



***1 合計所得金額**
収入金額から公的年金等控除、給与所得控除、必要経費を控除した金額で、かつ基礎控除、人的控除の所得控除をする前の金額。土地売却等にかかる特別控除がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得および短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除した金額

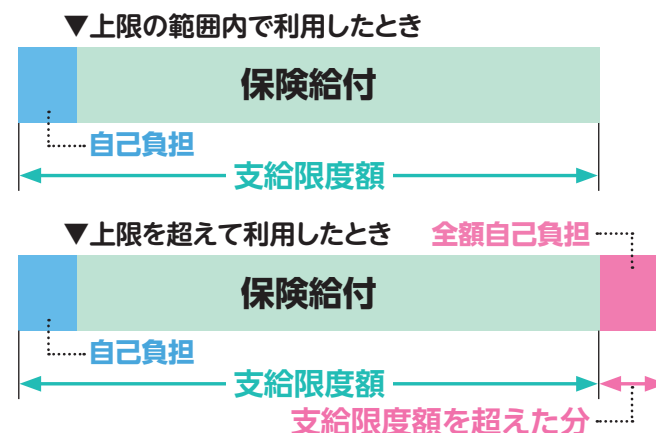
***2 その他の合計所得金額**
上記の合計所得金額から年金の雑所得を除いた所得金額

居宅サービスの費用

介護保険の居宅サービスなどを利用する際には、要介護状態区分別に、保険から給付されるサービス費用のひと月あたりの上限額（支給限度額）が決められています。上限の範囲内でサービスを利用する際の利用者負担は1割～3割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合、超えた分は全額利用者の負担となります。

《おもな居宅サービスの支給限度額（1か月）》

要介護状態区分	支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円



左記の支給限度額に含まれないサービス

- ◆特定福祉用具販売
- ◆住宅改修費
- ◆居宅療養管理指導
- ◆特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型、短期利用を除く）
- ◆認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）
- ◆地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用を除く）
- ◆地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

※介護予防サービスについても同様です

施設サービスの費用

介護保険施設に入所した場合、①サービス費用の1割～3割、②食費、③居住費等、④日常生活費が、利用者の負担となります。

食費 = 食材料費 + 調理コストに相当する費用 ※栄養管理は保険給付対象

居住費等 = 施設の利用代（減価償却費）+ 電気、ガス、水道等の光熱水費に相当する費用

※食費・居住費等の利用者負担は施設と利用者の契約により決まります。

《対象施設およびサービス》

- 介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）の食費と居住費
- ショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護）の食費と滞在費

《基準費用額（1日あたり）》

※基準費用額とは施設における食費・居住費等の平均的な費用を勘案して厚生労働大臣が決める額です。

★令和8年8月より

施設の種類の	居住費等				食費
	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室	
介護老人福祉施設 短期入所生活介護	2,066円	1,728円	1,231円	915円	1,545円
介護老人保健施設 介護医療院 短期入所療養介護	2,066円	1,728円	1,728円	室料を徴収する場合 697円 室料を徴収しない場合 437円	1,545円

用語解説▶居室の種類

- ユニット型個室 …… リビングルーム（共同生活室）がある個室
- ユニット型個室の多床室 …… 間仕切りで個室化したユニット型の居室
- 従来型個室 …… 共同生活室のない個室
- 多床室 …… 一つの部屋に多人数が入所する居室



自己負担が高額になったとき

1か月の自己負担が高額になったとき

同一月内に利用したサービスの「1割～3割の利用者負担の合計金額」が高額になり、一定額（上限額＝下表）を超えたときは、申請することで、超えた分が「高額介護サービス費」としてあとから支給されます。同じ世帯内に複数のサービス利用者がいる場合には、世帯の合計額となります。

※対象者には、市から申請書が送付されます。

※サービス・活動事業費についても同様に申請が必要です。

※施設サービスでの食費・居住費・日常生活費など、介護保険給付対象外のサービスの利用者負担は対象とはなりません。

《自己負担の上限額（1か月）》 令和8年8月から 下線部の金額が80.9万円から82.65万円に変わりました。

対 象 者	自己負担の上限額（世帯合計）
老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方等	15,000円
世帯全員が市民税非課税の方で、 合計所得金額と課税年金収入額が82.65万円以下の方等	24,600円 （個人の場合は15,000円）
世帯の全員が市民税非課税の方	24,600円
上記以外の一般世帯の方	44,400円
課税所得380万円未満の世帯の方	44,400円
課税所得380万円以上690万円未満の世帯の方	93,000円
課税所得690万円以上の世帯の方	140,100円

介護保険と医療保険の自己負担が高額になったとき

同じ世帯内で、医療保険と介護保険の両方を利用しているケースは少なくありません。医療保険には「高額療養費」、介護保険には「高額介護サービス費」という費用負担の軽減制度がありますが、両者を合わせると負担が高額になってしまうケースも多いため、「高額医療・高額介護合算制度」が設けられています。

医療保険と介護保険の自己負担を合算して年間の限度額（下表）を超えた場合には、申請して認められると「高額医療合算介護サービス費」として、超えた額があとから支給されます。

《自己負担限度額（年額：8月～翌年7月）》

居住費等の負担限度額	70歳未満の方	居住費等の負担限度額	70歳以上の方
年間所得901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円
年間所得600万円超901万円以下	141万円	課税所得380万円以上690万円未満	141万円
年間所得210万円超600万円以下	67万円	課税所得145万円以上380万円未満	67万円
年間所得210万円以下	60万円	一般（課税所得145万円未満 ^{*1} ）	56万円
市民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ（市民税非課税世帯で低所得者Ⅰ以外）	31万円
		低所得者Ⅰ（市民税非課税世帯で所得0円の世帯に属する方）	19万円 ^{*2}

年間所得＝総所得金額等から基礎控除額を差し引いた額。

^{*1} 年間所得の合計額が210万円以下の場合も含む。

^{*2} 低所得者Ⅰに該当する世帯で介護（介護予防）サービス利用者が複数人いる場合、医療保険からの支給は上表の限度額で計算され、介護保険からの支給は限度額31万円です。

利用者負担の軽減について

■所得の低い方は利用者負担軽減制度があります 《負担限度額認定》

申請が
必要です！

所得の低い方は、介護保険施設やショートステイを利用するときの食費・居住費等について、申請して認定を受けることで、下の表の限度額までの負担となります（負担限度額認定）。ただし、一定以上の預貯金等の資産がある場合、対象外となります。

申請に必要なもの

- 申請書（市の介護保険課窓口にあります）
- 本人、配偶者の預貯金等の金額を確認できるもの（下記「★預貯金等について」欄参照）

●軽減の対象になるサービス

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護

《軽減の対象となる条件》 令和8年8月から 下線部の金額が80.9万円から82.65万円に変わりました。

利用者負担段階	対象者		★預貯金等について	
	所得等の条件	預貯金等の条件	預貯金等に含まれるもの	確認できるもの
第1段階	●生活保護を受給している方 ●老齢福祉年金の受給者であって本人及び世帯全員が市民税非課税の方	単身で1,000万円以下、 夫婦で2,000万円以下	預貯金（普通・定期） 有価証券（株式、国債など）	記帳した通帳の写しなど 証券会社や銀行の口座残高の写しなど
第2段階	●本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+年金収入額が82.65万円以下の方	単身で650万円以下、 夫婦で1,650万円以下	金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写しなど
第3段階①	●本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+年金収入額が82.65万円超120万円以下の方	単身で550万円以下、 夫婦で1,550万円以下	投資信託	銀行、証券会社などの口座残高の写しなど
第3段階②	●本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身で500万円以下、 夫婦で1,500万円以下	タンス預金（現金） 負債	自己申告（申請書に記載） 借用証書など

注1：配偶者は世帯分離しても含みます。 注2：年金収入は課税年金・非課税年金の収入の合計です。

《負担限度額（日額）》

★令和8年8月より

利用者負担段階	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額 ^{*3}
	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室 ^{*1}	多床室 ^{*2}	
第1段階	880円	550円	380円（550円）	0円	300円
第2段階	880円	550円	480円（550円）	430円	600円（390円）
第3段階①	1,370円	1,370円	880円（1,370円）	430円	1,030円（680円）
第3段階②	1,470円	1,470円	980円（1,470円）	530円（430円）	1,360円（1,420円）
第4段階 ^{*4}	軽減対象外（施設との契約額を支払うことになります）				

^{*1} 介護老人保健施設、介護医療院、短期入所療養介護を利用した場合は（ ）内の金額となります。

^{*2} 介護老人保健施設及び介護医療院等で室料を徴収しない場合は（ ）内の金額となります。

^{*3} 介護保険施設を利用した場合は、（ ）内の金額になります。

^{*4} 第4段階の方には、高齢者夫婦世帯等で一方が施設に入所したために在宅で生活する配偶者等が生活困難に陥らないように、入所者の食費・居住費等が軽減される特例措置があります。

《社会福祉法人等の行う負担軽減》

申請が
必要です！

市民税非課税世帯で特に生計が困難な方が、社会福祉法人等が提供する介護保険サービスを利用する場合、あらかじめ申請して認定を受けることにより、利用者負担が軽減されることがあります。※軽減制度の届出をしている社会福祉法人のみが対象となります。条件、申請方法等の詳細は市の介護保険課窓口にお問い合わせください。

居宅サービスの負担軽減

居宅サービス利用者負担の軽減制度

越谷市では、独自の施策として介護保険料第1段階（生活保護受給世帯は除く）、第2段階及び第3段階に該当する方が、下記の居宅サービスを利用したときの利用者負担額を「償還払い」にて軽減いたします。

※償還払いとは、一旦、事業所に1割負担分全額を支払い、後日市から軽減分が振り込まれる方法です。対象者には、市から申請書を送付しますので、申請手続きをお願いします。



《軽減概要》

対象者	介護保険利用者負担 (10%)	
	軽減割合	利用者負担
介護保険料第1段階	5%	5%
介護保険料第2段階及び第3段階	3%	7%

※非課税世帯の第2号被保険者（40歳～64歳の方）の軽減割合は、一律5%。

※令和8年度については、介護保険料の算定の特例により第1段階、第2段階及び第3段階相当となった方も対象に含まれます（介護保険料の算定の特例については33ページを参照してください）。

●軽減の対象になる居宅サービス

居宅サービス（介護予防を含む）

- 訪問介護
- 通所介護（デイサービス）
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導
- 通所リハビリテーション（デイケア）
- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護
- 特定施設入居者生活介護
- 福祉用具貸与

地域密着型サービス（介護予防を含む）

- 夜間対応型訪問介護
- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 看護小規模多機能型居宅介護
- 地域密着型通所介護

利用者負担軽減等施策

介護の利用者負担の一部は医療費控除の対象になります

介護サービスの利用料の一部は、所得税及び市県民税の申告時に医療費控除の対象となります。ただし、高額介護サービス費、市独自の居宅介護サービス利用者負担助成費などの支給を受けた場合は、これを差し引いた金額が対象となります。

医療費控除には、領収書などが必要です。サービスを受けた際の領収書は保管しておくようにしましょう。 ※領収書は介護サービス事業者が発行します。

《おむつにかかる費用も医療費控除の対象になります》

下記(1)及び(2)を添付して申告した場合、寝たきりの高齢者が使用するおむつ代も医療費控除の対象となります。

〈市で「おむつ使用証明書」を発行する条件〉

- おむつ代に係る医療費控除を受けるのが1年目の場合、複数の要介護認定で6か月以上の期間であること。
- 要介護認定で使用された主治医意見書で、障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）の記載が、「B1、B2、C1またはC2」、かつ尿失禁の発生（発生可能性も可）が「あり」または失禁への対応としてのカテーテルの使用が「あり」と記載されている方。
- 市の「おむつ使用証明書」の発行を希望される方は、申請が必要です。また、手数料として1通200円かかります。詳しくは、介護保険課給付担当へお問い合わせください。

(1) おむつ代の領収書

(2) 医師が発行した「おむつ使用証明書」

※介護保険法の要介護・要支援認定を受けている方で、一定の要件に該当する場合は、市が発行する「おむつ使用証明書」を(2)に代えることができます。

■障がいのある方の負担免除

障がい者施策による訪問介護利用者負担免除制度

障がいのある方が、訪問介護（ホームヘルプ）サービスを利用したときに負担する利用者負担額を免除します。

対象者要件

障がい者ホームヘルプサービス利用該当者で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が0円となっていた方

※免除を希望される方は、申請が必要です。詳しくは、介護保険課給付担当へお問い合わせください。

■所得税・市県民税の申告の際に必要な障害者控除対象者認定書を交付します

65歳以上の要介護・要支援認定者の方で、一定以上の障がいがあると認められる方に、「障害者控除対象者認定書」を交付します。この認定書により、身体障害者手帳等をお持ちでない方でも、所得税や市県民税の申告の際、「障害者控除」の適用を受けることができます。

対象者 次の①～④のすべての条件を満たす方

- ① 満65歳以上の方
- ② 要介護・要支援認定を受けている方
- ③ 要介護・要支援認定を受けてから6か月以上経過しても障がいのある方と同程度または重度の寝たきりで介護を要する方
- ④ 身体障害者手帳等をお持ちでない方

■グループホームの家賃等を事業者にも助成します

グループホームの入居費用の支払いが困難な生活保護受給者の方を受け入れている事業者に対して、助成を行っています。

対象

生活保護受給者の方が支払うべき家賃等入居費用のうち、支払うことができない費用を負担している事業者

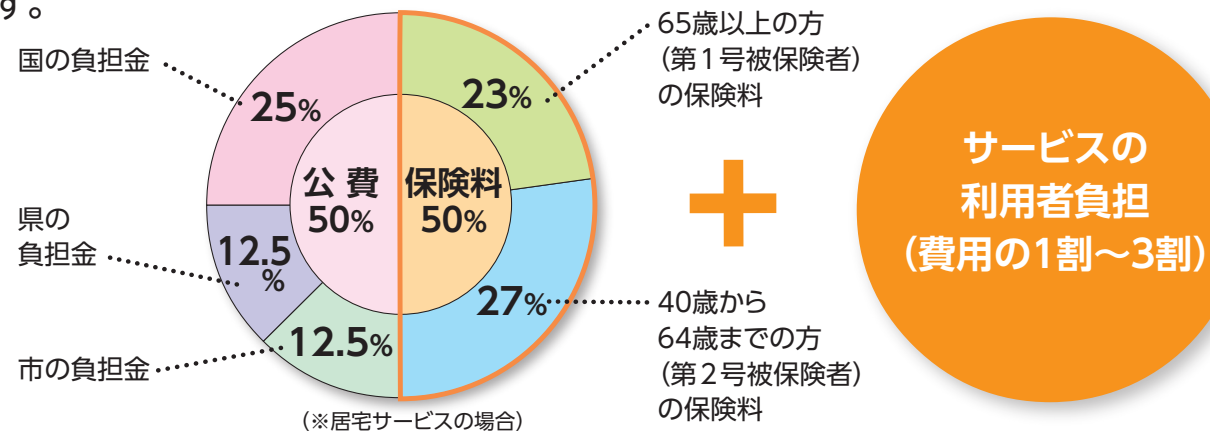
※助成を希望される事業者は、申請が必要です。詳しくは、介護保険課給付担当へお問い合わせください。



介護保険料について

介護保険の財源

保険料は介護保険を運営していく大切な財源です。下のグラフのように、40歳以上の方が納める保険料と、国や県・市の負担金、そして利用者負担からなっています。これらの貴重な財源は、みなさんが利用するサービスに対する保険給付費にあてられます。



65歳以上の方 (第1号被保険者) の保険料

65歳以上の方の保険料は、越谷市の介護保険のサービスに必要な費用などから市が算出した「基準額」をもとに、所得等に応じて決まります。

第1号被保険者の基準額はこう決まります

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{越谷市で} \\ \text{必要な介護} \\ \text{サービスの} \\ \text{総費用} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{65歳以上の} \\ \text{方の負担分} \\ \text{(23\%)} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{越谷市に住} \\ \text{む65歳以上} \\ \text{の方の人数} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{越谷市の} \\ \text{基準額 (年額)} \\ \text{72,000円} \\ \text{(令和6～令和8年度)} \\ \hline \end{array}$$

65歳になる年度の保険料について

65歳になった月 (65歳の誕生日の前日が属する月) から、第1号被保険者として保険料を納めます。

64歳までの分

4月から65歳になる月の前月までの分は、加入している医療保険の保険料 (税) に介護保険分を合わせて納めます。

65歳からの分

65歳になった月から年度末までの分は、年度末までの納期に分けて、「介護保険料」として納付書等で納めます。

例 10月2日生まれの方の場合

65歳

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

4月～9月分を、加入している医療保険の保険料 (税) から納めます。

10月～翌年3月分を、年度末までの納期に分けて、納付書等で納めます。

40歳から64歳までの方 (第2号被保険者) の保険料

加入している医療保険 (国民健康保険や健康保険など) の保険料算定方法に基づいて決められ、医療保険の保険料 (税) と合わせて納めます。詳しくは加入している医療保険にお問い合わせください。

国民健康保険に加入している方の場合

決め方 市の国民健康保険税の算定方法と同じく、世帯ごとに決まります。

納め方 医療保険分と介護保険分を合わせて、国民健康保険税として世帯主が納めます。



職場の健康保険などに加入している方の場合

決め方 各保険者ごとに設定される介護保険料率と給与 (標準報酬月額) および賞与 (標準賞与額) に応じて決まります。

納め方 医療保険分と介護保険分を合わせて、給与および賞与から徴収 (差し引き) されます。

※ 40歳から64歳の被扶養者は個別に介護保険分を納める必要はありません。



保険料を納めないでいると…

滞納していた期間に応じて次のような措置がとられます。

1年以上
滞納すると…

費用の全額を利用者がいったん自己負担し、その後、利用者からの申請により保険給付分 (費用の9割～7割) が支払われます。

〔介護保険証に記載されます〕



1年6か月以上
滞納すると…

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなります。



2年以上
滞納すると…

2年以上滞納すると時効により保険料が納められなくなります。納められなかった期間に応じて利用者負担が3割または4割に引き上げられたり、高額介護サービス費 (26ページ参照) が受けられなくなります。

〔介護保険証に記載されます〕



資力があるにもかかわらず、理由もなく保険料を滞納している場合は、財産調査などを実施し、滞納処分を行う場合もあります。

やむを得ない理由で保険料を納められないときは

災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。困ったときはそのままにせず、お早めに介護保険課窓口 (保険料担当) にご相談ください。

保険料の納め方は2種類に分かれます

保険料の納め方は、受給している年金額によって2種類に分けられます。65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月）の分から納めます。

特別徴収

年金が **年額18万円以上** の方 ➡ **年金から差し引き**

年金の定期支払い（年6回）の際、年金から保険料があらかじめ差し引きされます。特別徴収の対象となるのは、老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金などです。

●前年度から継続して特別徴収で保険料を納めている方は、4・6・8月は仮に算定された保険料を納め、10・12・2月は、決定した本年度の保険料額からすでに納めている仮徴収分を除いた額を納期に分けて納めます。

年金支給月	仮徴収			本徴収		
	4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月(※) (第3期)	10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)

(※) 仮徴収額と本徴収額の差を平準化するため、8月（第3期）の仮徴収額を変更する場合があります。

年金が年額18万円以上でも一時的に納付書で納めることがあります

- 次の場合は、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書で納めます。
- 年度途中で65歳（第1号被保険者）になった場合
 - 他の市区町村から転入した場合
 - 年度途中で年金（老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金）の受給が始まった場合
 - 収入申告のやり直しなどで、保険料段階が変更になった場合
 - 年金が一時差し止めになった場合 など



普通徴収

年金が **年額18万円未満** の方 ➡ **納付書・口座振替**

口座振替や越谷市から送付されてくる納付書で、期日までに金融機関やコンビニエンスストアなどで保険料を納めます。

保険料納付は
口座振替が
便利です

- 保険料の納付書
- 預（貯）金通帳
- 印かん（通帳届け出印）

これらを持って、納付書裏面記載の取扱金融機関で手続きしてください。

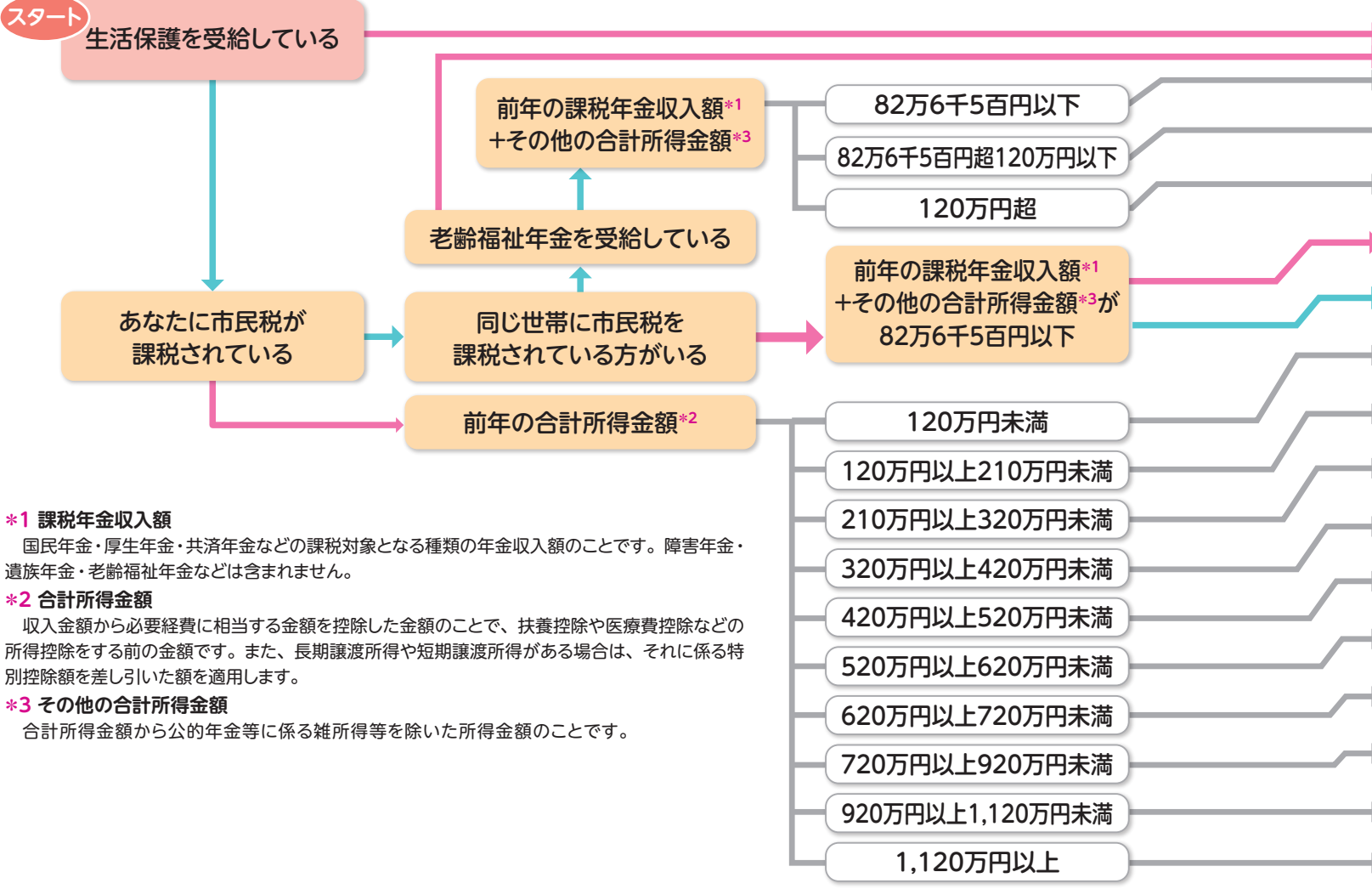
※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としされなかった場合などには、納付書で納めることになります。なお、市役所（介護保険課）窓口では口座振替を希望する金融機関の預（貯）金カードのみでお申し込みすることができます。

※特別徴収の対象となる方は、普通徴収への納付方法の変更は、原則できません。
※普通徴収の対象となる方は、「納付書での納付」「口座振替」を選択できます（口座振替には届出が必要です）。

【令和7年度税制改正に伴う令和8年度介護保険料の算定の特例について】
「給与収入がある方は市民税が非課税でも介護保険料の算定では市民税課税とみなす場合があります」
令和7年度税制改正により、令和7(2025)年中の給与所得控除の最低保障額が10万円(55万円→65万円)引き上げる見直しが行われました。
一方、介護保険制度は、3年を1期とする介護保険事業計画において介護保険料収入を見込み、介護保険事業を運営しています。現在の介護保険料は、第9期介護保険事業計画(令和6年度～令和8年度)に基づき算定していることから、今般の税制改正の影響により、介護保険料収入の不足が見込まれ、事業運営に支障が生じるおそれがあります。こうした事態を避けるため、介護保険法施行令の規定について、税制改正の影響をできる限り遮断する改正が行われました。
このことにより、令和8年度介護保険料の算定については、給与収入が55万1千円以上190万円未満の方は、介護保険料の算定基準となる合計所得金額が税制改正前の水準まで引き上げられ、市民税の課税・非課税の判断についても同様に税制改正前の基準に基づいて計算されます。その結果、令和8年度の保険料段階が市民税課税者の段階と判断される(保険料が上がる)場合があります。
ただし、令和7年度の市民税が非課税であり(世帯主・世帯員含む)、かつ、令和8年度も引き続き市民税が非課税の場合は、減額の特例により、市民税非課税者とみなして介護保険料につきましても算定します。

《あなたの保険料をチェックしてみましょう》

はい ➡ いいえ ➡



***1 課税年金収入額**
国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる種類の年金収入額のことです。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

***2 合計所得金額**
収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことです。扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。また、長期譲渡所得や短期譲渡所得がある場合は、それに係る特別控除額を差し引いた額を適用します。

***3 その他の合計所得金額**
合計所得金額から公的年金等に係る雑所得等を除いた所得金額のことです。

保険料は、介護給付（サービス）の状況により3年に一度見直し(次回は令和9年度保険料)が行われます。
下記保険料額は、令和8年度の保険料です。

保険料段階	対 象 者		基準額に対する負担割合	年間保険料額
第1段階	●生活保護の受給者 ●老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯の方		基準額×0.285	20,520円
	本人が市民税非課税	同じ世帯に在る方 全員が市民税非課税		
同じ世帯に在る方 市民税課税者		本人の前年中の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が82万6千5百円を超えて120万円以下の方	基準額×0.485	34,920円
		本人の前年中の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が120万円を超える方	基準額×0.685	49,320円
		本人の前年中の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が82万6千5百円以下の方	基準額×0.90	64,800円
		本人の前年中の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が82万6千5百円を超える方	基準額×1.00	72,000円
第6段階	本人が市民税課税	前年中の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	86,400円
第7段階		前年中の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	93,600円
第8段階		前年中の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	108,000円
第9段階		前年中の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.70	122,400円
第10段階		前年中の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.90	136,800円
第11段階		前年中の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.10	151,200円
第12段階		前年中の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.30	165,600円
第13段階		前年中の合計所得金額が720万円以上920万円未満の方	基準額×2.40	172,800円
第14段階		前年中の合計所得金額が920万円以上1,120万円未満の方	基準額×2.60	187,200円
第15段階		前年中の合計所得金額が1,120万円以上の方	基準額×2.80	201,600円

地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、介護や健康、医療、福祉などさまざまな面で、高齢のみなさんを支えるための拠点です。保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士等が所属し、それぞれの専門性を生かして相互に連携し、相談業務や支援業務にあたります。

主な内容

●総合相談

高齢者やその家族、近隣に暮らす方の介護に関する相談や心配事、生活に関することなど、ご相談ください。必要に応じて訪問も行います。

●権利擁護

悪質な訪問販売や高齢者虐待等の防止など、人権や財産を守るために高齢者やその家族を支援します。

●介護予防ケアマネジメント

介護保険で「要支援1」「要支援2」と認定された方、または基本チェックリストにより「事業対象者」と判定された方の介護予防ケアプランを作成し、必要な支援を行います。

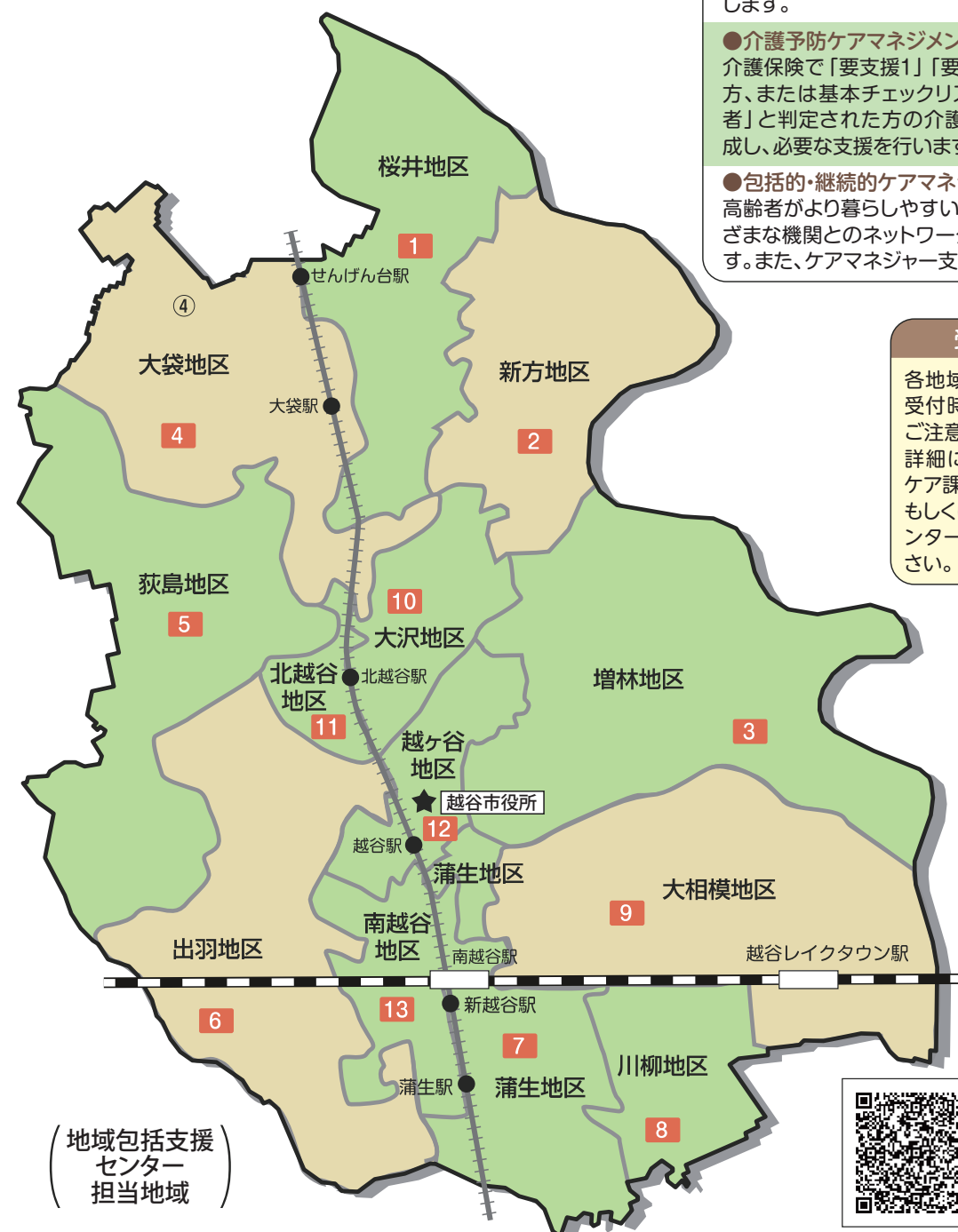
●包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者がより暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネットワークづくりをしていきます。また、ケアマネジャー支援も行います。

受付時間について

各地域包括支援センターで受付時間が異なりますのでご注意ください。

詳細については、地域包括ケア課(☎048-963-9163)もしくは、各地域包括支援センターにお問い合わせください。



■主な担当地区について

一部担当の地域包括支援センターが複数にまたがっている地域がございます。右ページ表の青文字表記の地区については市ホームページ「越谷市地域包括支援センター(高齢者の総合相談窓口)」(二次元コード)内の同様の表の下線箇所を選択していただくと、番地等が示されているページが開きますので、ご確認ください。詳細については、地域包括ケア課もしくは、各地域包括支援センターにお問い合わせください。

施設案内

番号	地域包括支援センターの名称	所在地	電話番号	FAX番号	主な担当地区
1	桜井	越谷市下間久里792番地1 (桜井地区センター・公民館内)	048-970-2015	048-970-2016	大字平方、平方南町、千間台東1～3丁目 ※大字大里、大字下間久里、大字上間久里、大字大泊、千間台東4丁目、大字弥十郎、大字船渡
2	新方	越谷市大吉470番地1 (新方地区センター・公民館内)	048-977-3310	048-940-3339	大字大吉、大字向畑、大字北川崎、大字大杉、大字大松、弥栄町1～4丁目※大字弥十郎、大字船渡、大字大里、大字下間久里、大字上間久里、大字大泊、大沢、東大沢3丁目
3	増林	越谷市増林3丁目4番地1 (増林地区センター・公民館内)	048-963-3331	048-940-0145	大字増林、大字増森、大字中島、東越谷1～3丁目、6～10丁目、中島1～3丁目、増林1～3丁目、増森1～2丁目、花田2～7丁目 ※花田1丁目、東越谷4丁目
4	大袋	越谷市大道607番地 (大袋地区センター・公民館内)	048-971-1077	048-971-8770	大字恩間、大字大竹、大字大道、大字三野宮、大字恩間新田、大字袋山、千間台西1～6丁目※大字大林、大字大房、大字下間久里、大字上間久里、千間台東4丁目、大字南荻島
④	せんげん台出張所	越谷市千間台西5丁目26番地15	048-940-1315	048-940-1315	
5	荻島	越谷市南荻島190番地1 (荻島地区センター・公民館内)	048-978-6500	048-940-1140	大字野島、大字小曾川、大字砂原、大字西新井、大字北後谷、大字長島※大字南荻島
6	出羽	越谷市七左町4丁目248番地1 (出羽地区センター・公民館内)	048-985-3303	048-988-8866	宮本町1～5丁目、神明町1～3丁目、谷中町1～4丁目、七左町4～8丁目、大間野町1～5丁目、新川町1～2丁目、新越谷2丁目※七左町1丁目
7	蒲生	越谷市登戸町33番16号 (蒲生地区センター・公民館内)	048-985-4700	048-972-6070	大字蒲生、瓦曽根1～2丁目、南越谷1丁目、登戸町、蒲生東町、蒲生寿町、蒲生旭町、蒲生本町、蒲生西町1～2丁目、蒲生1～3丁目、蒲生愛宕町、蒲生南町、南町1～3丁目※蒲生4丁目
8	川柳	越谷市川柳町2丁目507番地1 (ひのき荘内)	048-990-0753	048-971-5310	伊原1～2丁目、川柳町1～5丁目、レイクタウン7丁目※蒲生4丁目
9	大相模	越谷市相模町3丁目42番地1 (大相模地区センター・公民館内)	048-993-4258	048-993-4259	大字西方、西方1～2丁目、相模町1～7丁目、大成町1～2丁目、大成町6～8丁目、東町1～3丁目、東町5丁目、流通団地1～4丁目、レイクタウン1～6丁目、レイクタウン8～9丁目
10	大沢	越谷市東大沢1丁目12番地1 (大沢地区センター・公民館内)	048-972-4185	048-972-4186	大沢1～4丁目、東大沢1～2、4～5丁目 ※大沢、大字花田、花田1丁目、大字大林、大字大房、越ヶ谷、東大沢3丁目
11	北越谷	越谷市北越谷2丁目20番11号	048-940-8080	048-940-8081	北越谷1～5丁目
12	越ヶ谷	越谷市越ヶ谷4丁目1番1号 (中央市民会館内)	048-966-1851	048-965-3855	越ヶ谷1～5丁目、御殿町、柳町、越ヶ谷本町、中町、弥生町、赤山町1～2丁目、宮前1丁目、赤山本町、東越谷5丁目 ※越ヶ谷、大字花田、東越谷4丁目
13	南越谷	越谷市南越谷4丁目21番地1 (南越谷地区センター・公民館内)	048-999-6651	048-999-6678	新越谷1丁目、瓦曽根3丁目、南越谷2～5丁目、蒲生茜町、東柳田町、元柳田町、赤山町3～5丁目※七左町1丁目

相談窓口・お問い合わせ

その他の介護保険に関する相談窓口

～施設を利用されている方の気軽な相談相手として～

介護サービス相談員派遣事業

介護サービス相談員派遣事業は、介護サービス相談員が介護保険施設等を訪問し、利用者の気軽な相談相手としてお話を伺い、利用者と事業者の橋渡し役としてサービスが向上するよう事業者働きかけをすることを目的としています。

介護サービス相談員の業務

- ・利用者の話を聴き、相談に応じること
- ・施設の行事等に利用者と一緒に参加すること
- ・事業所の管理者や職員と意見交換すること
- ・必要に応じてサービスの改善を働きかけること
- ・サービス提供の現状把握に努めること

介護サービス相談員は、活動上知り得た秘密を誰にも漏らしません。これは、その職を退いたあとも同様です。



《令和8年度介護サービス相談員受入事業所》

介護サービス相談員派遣事業の趣旨に賛同し、介護サービス相談員を受け入れている事業所は以下のとおりです。

介護老人福祉施設

- 特別養護老人ホーム みちみち ●介護老人福祉施設 憩いの里
- 特別養護老人ホーム えくぼ

特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム等）

- 有料老人ホーム サニーライフ越谷北

地域密着型介護老人福祉施設

- 地域密着型介護老人福祉施設 憩いの里 ユニット

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

- 愛の家グループホーム 越谷 ●憩いの里グループホーム ことほぎ
- SOMPO ケア そんぽの家 GH 北越谷

サービス付き高齢者向け住宅

- ゆとり庵北越谷ナーシングホーム

通所介護

- AIAI レイクタウン ●デイサービスセンター みちみち

お問い合わせ 介護保険課 計画担当 TEL.048-963-9305

福祉保健サービスに関する苦情の受け付け

越谷市福祉保健オンブズパーソン制度

●オンブズパーソンとは？

オンブズパーソンは「権限を与えられた代理人」という意味です。福祉保健オンブズパーソンは、福祉保健サービスに関する苦情を公正・中立な立場で調査・判断し、迅速に問題の解決を図ります。

●福祉保健サービスとは？

高齢者や児童、障がい者等に対する福祉サービスの提供、補助金や手当て・救済物資の給付、施設入所の措置等をいいます。ただし、医療行為は除きます。



●申立ての対象にならない苦情とは？

- × 裁判で係争中のものや既に判決等のあったもの
- × 行政不服審査法により審査請求をしているもの及び既に確定しているもの
- × この制度で既に苦情の処理が終わっているもの
- × 施設建設等の要望、本人のサービス適用に結び付かない制度の改善等の要望
- × 苦情の原因となる事実のあった日の翌日から起算して1年以上経過したもの

苦情解決の流れ

- ①苦情申立書をオンブズパーソン事務局（福祉総務課）へ提出してください。その後、オンブズパーソンが面談します。
- ②面談により調査が必要と認めた苦情を調査します。
- ③調査結果を申立受付から45日以内に通知します。
- ④調査の結果、必要に応じて意見表明・是正勧告・制度改善の提言を行います。
- ⑤事業者に係る是正勧告等については、市の機関から要請します。
- ⑥事業者は、是正要請を受けてから45日以内に市の機関へ是正措置を報告します。
- ⑦市の機関は、意見、勧告については是正勧告を受けてから60日以内、提言については90日以内に是正措置を報告します。
- ⑧オンブズパーソンは、市の機関から受けた是正結果の報告を申立人に通知します。
- ⑨市長は、1年間の運営状況についてオンブズパーソンから報告を受け、個人情報の保護に十分配慮して公表します。

お問い合わせ 福祉総務課 TEL.048-963-9320

越谷市まちかど介護相談薬局

「越谷市まちかど介護相談薬局」は、越谷市の指定を受けた薬局の薬剤師が介護保険制度の仕組みやサービス内容、介護で困っていることなどに無料で相談に応じる制度です。下記薬局までお気軽にご相談ください。

(市外局番:048)		
くすりやシーエス薬局	大字平方南町6-2	974-1497
たから薬局越谷店	大字平方1705-5	970-8477
東口薬局	千間台東1-9-12	978-5352
R' センジュドウ薬局	弥栄町1-105-183	979-5559
永和堂薬局	大字弥十郎568-3	979-9258
あるも薬局	東越谷9-32-6	940-2601
サン薬局	大字増森247-5	969-3577
花田薬局	花田2-33-22	963-5253
ふれあい薬局	東越谷9-1-1	962-8911
訪問薬樹薬局 越谷	東越谷10-36-7	962-0010
薬樹薬局越谷	東越谷10-36-8	964-9994
アクア薬局千間台店	千間台西4-19-37	970-3630
共創未来大袋薬局	大字袋山1557-26 コーポ並木104	979-3061
クローバ薬局	大字袋山2048-1	976-7377
サンコー薬局	大字袋山1361-8	979-1141
鈴木薬局	千間台西1-67トスカ4F	978-3741
鈴薬局大袋店	大字袋山1199山崎ビル1F	940-8273
阪神調剤薬局せんげん台店	千間台西2-12-14	978-7386
コジマ薬局	千間台西1-10-9	977-6331
イオン薬局せんげん台店	千間台西3-2-12	912-0415
せんげん台薬局	千間台西1-13-9月ビル2階	940-9172
abc薬局せんげん台店	大字上間久里1041-1	973-3201
りべる薬局越谷大袋店	大字大竹554-3	975-1193
鈴薬局西越谷店	大字大竹40	940-5295
鈴薬局南荻島店	大字南荻島4265-1	967-5480
きたこし薬局	北越谷2-32-1 セントローズ1F	971-0263
るる薬局	大字大房1040-4	970-7123
リズム薬局	花田1-21-9	999-6036
越谷クローバ薬局	七左町1-307-3	990-7313
すみれ薬局	神明町3-3-11	969-7271
えびす薬局	蒲生寿町14-35	972-5031
コスモ薬局越谷東	瓦曽根2-1-27	960-3810
コスモ薬局在宅療養支援センター	瓦曽根2-9-20	971-5550
そね薬局	瓦曽根1-20-35	951-4191
藤助薬局	蒲生1-5-45	986-3023
中島博心堂薬局	蒲生茜町17-16-101	988-4193
メープル薬局越谷店	瓦曽根1-6-14	940-0966

(市外局番:048)		
つばさ薬局南越谷店	川柳町3-53-3	940-8044
オリーブ薬局	大成町6-401-1	990-4101
まごころ薬局	東町2-120-60	989-1919
イオン薬局レイクタウン店	レイクタウン3-1-1	930-7150
共創未来レイクタウン薬局	レイクタウン6-1-8	972-5121
コスモ薬局レイクタウンDMビル	レイクタウン8-10-6	973-7490
きらり薬局レイクタウン	レイクタウン8-7-7	971-7504
けんゆう薬局	大沢3-10-10	978-5376
ハート薬局北越谷店	大字大沢3190-2	966-7806
みはる薬局	大字大沢3219-10	960-3399
安心堂薬局	赤山町1-163	962-4349
昭和堂薬局	中町10-26	969-1611
ニコニコ薬局	赤山町1-198-1	940-3715
調剤薬局マツモトキヨシ越谷駅西口店	赤山本町2-11	960-2330
あおぞら調剤薬局赤山店	赤山町2-236-10	972-4733
弥生薬局	弥生町1-9	965-3386
ファミリー薬局越谷弥生町店	弥生町14-20	940-3969
かばさん薬局越谷店	弥生町3-25高橋ビル1F-A	971-6560
あおぞら薬局越ヶ谷店	越ヶ谷2-4-26	962-7171
ゆうあい薬局	赤山本町8-2	964-2400
ひかり薬局	南越谷1-6-62コーポ南越谷	989-6555
昭和中央薬局	南越谷1-17-8	985-9098
I&H埼玉医療センター薬局	南越谷2-1-50	967-5897
リズム薬局七左店	新越谷1-26-2	940-3241
サイトウ薬局	南越谷3-19-10	966-3954
ハート薬局南越谷店	南越谷2-14-41	993-4907
薬局アポック南越谷店	南越谷2-2-12 コアニスビル1F	963-8751
ゆみ薬局越谷店	元柳田町3-13	969-5300
薬局マツモトキヨシ新越谷駅プラザ館店	南越谷1-11-4新越谷 プラザ館1F	988-8021
調剤薬局マツモトキヨシ新越谷店	南越谷2-1-39	969-2551
イオン薬局南越谷店	南越谷1-2876-1	911-3203
なの花薬局新越谷駅前店	南越谷4-11-5	972-4364

※令和8年7月現在

●まちかど介護相談薬局に関するお問い合わせ先
一般社団法人 越谷市薬剤師会
[越谷市東越谷 10-31 TEL.048-960-4100]

介護保険以外の独自サービス

越谷市の主な高齢者福祉保健サービスなど

介護保険サービスのほかにも、高齢者等の方々が各々の生活状況や身体状況に応じ、自立した生活を送ることができるように、また、高齢者等を介護する方々の負担が軽減されるように、日常生活を支援する様々なサービスを提供しています。

在宅福祉

訪問理美容サービス事業

自分で理容所・美容所に行くことができない方の自宅に理美容師が出張し、理美容サービスを提供します。出張料を市が負担します。サービス代金は自己負担です(申請時期により年4回まで)。

対象者	市内に住所を有し、在宅している方で下記のいずれかに該当する方 ①要介護3・4・5の認定を受けている65歳以上の方 ②下肢・体幹で身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方 ③療育手帳AまたはAの交付を受けている方
	費用等
	理美容代金は自己負担
問い合わせ	地域包括ケア課 ☎048-963-9163 障害福祉課 ☎048-963-9164 こども福祉課 ☎048-963-9172

生活支援短期宿泊事業

見守りや部分的介護が必要な方で、一時的に介護者が病気や事故等で介護が困難になったとき、特別養護老人ホーム等で、空きベッドを利用して一時的に生活管理の支援を行います。年間14日間以内です(空きベッドがあるとき)。

対象者	介護保険の認定の対象外となる、65歳以上の方で、心身の状況、生活環境等の理由により日常生活を営むうえで支障のある方
費用等	1日:2,500円
問い合わせ	地域包括ケア課 ☎048-963-9163



緊急通報システム

発作症状を伴う疾患がある一人暮らしの高齢者等を対象に、緊急通報センターに繋がる緊急通報装置を貸与し、緊急通報、健康相談、安否確認業務を行うことで、緊急時の安全の確保と不安の解消を図ります。

対象者	次の①～④の全てに該当する方 ①65歳以上の方 ②発作症状を伴う疾患があり、一人または高齢者のみで生活をしている方 ③市内に住所を有し、現に居住している方 ④市民税非課税世帯に属する方
	費用等
	無料
問い合わせ	地域包括ケア課 ☎048-963-9163



在宅介護者福祉手当の支給

在宅の要介護4または5の方を家族で介護している主たる介護者に対し、年3回(4・8・12月)に分けて手当を支給します(要介護の方が施設に入所中・病院等に入院中の場合は対象となりません)。

対象者	市内に住所を有し、在宅している65歳以上の要介護4または5の方を家族等で常時介護している主たる介護者(申請時に介護保険サービスの利用状況をお尋ねし、常時介護をされている状態であるか確認します。)
費用等	支給額月額:5,000円(2人以上介護している場合は1万円)
問い合わせ	高齢福祉課 ☎048-963-9187



高齢者補聴器購入費助成事業

市内に住む高齢者を対象に補聴器購入費用の一部を助成します。これにより、補聴器の利用を促進し、地域社会への参加を支援することで、高齢者の認知症予防及びフレイル予防を図ります。

対象者	次の①～⑤の全てに該当する方 ①65歳以上の方 ②聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付対象にならない、かつ、耳鼻科医から補聴器が必要と認められる方 ③市内に住所を有し、現に居住している方 ④市民税非課税世帯に属する方 ⑤過去5年で本事業による助成を受けたことがない方
費用等	補聴器購入費として、上限30,000円の助成 ※購入後の申請は助成対象外です。
問い合わせ	地域包括ケア課 ☎048-963-9163



認知症徘徊高齢者家族支援サービス事業

認知症により外出時に行方不明になるおそれのある高齢者を在宅で介護する方に、位置検索端末機を貸与します。

対象者	市内に住所を有する認知症により外出時に行方不明になるおそれのある高齢者を介護している方
費用等	月額:900円
問い合わせ	地域包括ケア課 ☎048-963-9163



介護マーク

在宅で高齢者等を介護する方が周囲から偏見や誤解を受けないよう介護者であることをさりげなく知ってもらうことで、介護者が介護しやすくなることを目的に、「介護マーク」を配布します。

対象者	認知症高齢者等を介護している方(市内に住所を有する方の介護をしている方)
費用等	無料
問い合わせ	地域包括ケア課 ☎048-963-9163 各地域包括支援センター(35ページ参照)



見守り支援配食サービス

越谷市地域包括支援ネットワーク事業に賛同した配食サービス事業所により、配食時に見守り支援を行います。

対象者	65歳以上の高齢者等
費用等	自己負担
問い合わせ	地域包括ケア課 ☎048-963-9163



救急医療情報キット

65歳以上の方や障がいのある方などの安全・安心を確保することを目的に、救急隊員等が迅速かつ適切な救急救命活動を行えるように、「かかりつけ医療機関」などの医療情報等を容器の中に入れて冷蔵庫に保管する救急医療情報キットを配布します。

対象者	次のいずれかに該当する方 ①65歳以上の一人暮らし、または65歳以上のみの世帯であること ②一人暮らしの障がいのある方または障がいのある方のみの世帯 ③日中独居者、在宅要介護者など、生活上あるいは健康上不安を抱えていること
費用等	無料
問い合わせ	福祉総務課 ☎048-963-9320



在宅訪問歯科保健事業

在宅で寝たきり等のため歯科医院へ行くことが難しい方の自宅へ歯科医師がうかがい、健診を実施します。(要申込み:健康づくり推進課、または保健ガイドに掲載されている歯科医療機関へ)
※治療は行いません。

対象者	身体が不自由で歯科医院へ行くことが難しい方 (かかりつけ歯科医師のもとで治療・指導を受けている方は対象外)
費用等	無料
問い合わせ	健康づくり推進課 健康づくり推進担当 ☎048-960-1100

介護予防のための取り組み(教室・講演会・パンフレットの配布等)

介護予防に関する講演会や介護予防教室などを利用できます。各教室の詳細、申込み方法は広報紙または市ホームページ等でお知らせします。

対象者	越谷市介護保険第1号被保険者(65歳以上の方)
問い合わせ	地域包括ケア課 ☎048-963-9163



ふれあい収集

ごみをご自身で、集積所へ出すことが難しい方のために、訪問収集をしています。

対象者	ごみを集積所へ持ち出すことが困難で、身近な人の協力が得られない次のいずれかに該当する世帯 ①65歳以上の方のみで構成される世帯 ②障がいのある方のみで構成される世帯
費用等	無料
問い合わせ	リサイクルプラザ業務担当 ☎048-976-5375



不動産担保型生活資金(リバース・モゲージ)

低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保とし、生活資金として必要な経費の貸付を行います。

対象者	借入申込者の属する世帯の構成員が原則として65歳以上の低所得世帯
費用等	貸付限度額:埼玉県社会福祉協議会の会長が定めた額
問い合わせ	社会福祉協議会 相談支援課 ☎048-966-3411



紙おむつ等配付事業

在宅において常時紙おむつを使用している方に、年2回紙おむつや尿取りパット等を自宅までお届けします。

・8/3～8/31に申請された方は年2回配付 ・9/1～1/15に申請された方は年1回配付

対象者	市内に在住し、世帯全員が市・県民税非課税で、下記のいずれかに該当する方 ①要介護1～5の認定を受けている方 ②身体障害者手帳(1級または2級)の交付を受けている方 ③療育手帳A、Aの交付を受けている方 ④2歳未満の子どもを養育している方
費用等	1回の配付につき配付限度額5,000円 配付限度額を超えた場合は全額自己負担
問い合わせ	社会福祉協議会 生活支援課 ☎048-966-2251

福祉車両の貸出し

車いすのまま乗車できる福祉車両を貸し出します。
※予約の受付は利用希望日の1か月前（休業日の場合はその前日）からとなります。

対 象 者	市内在住の歩行困難で、車いすを利用されている方及びその付添者
費 用 等	無料（ガソリン代等の実費は、利用者負担）
問い合わせ	社会福祉協議会 生活支援課 ☎048-966-2251



車いすの貸出し

車いすを貸し出します。
※短期2週間以内（いったん返却後、再度貸出し可能）
長期6か月以内（原則1回限り）

対 象 者	市内在住で、一時的に車いすを必要とする方
費 用 等	無料
問い合わせ	社会福祉協議会 生活支援課 ☎048-966-2251 各老人福祉センター 44ページの「老人福祉センター」参照



成年後見事業

判断能力が十分でない認知症高齢者や知的障がい・精神障がいのある方などの財産や権利を守る「成年後見制度」の利用を支援します。制度や利用方法について、相談を受け、手続きについて助言します。

対 象 者	財産管理や契約に不安のある方、成年後見制度について知りたい方
費 用 等	相談や手続き支援は無料 ※手続き自体にかかる費用は自己負担
問い合わせ	社会福祉協議会 成年後見センターこしがや ☎048-966-2281 〔利用日時〕月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 8:30～17:00 〔所 在 地〕越ヶ谷4-1-1（越谷市中央市民会館1階）



福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）

判断能力が十分でない高齢者や知的障がい・精神障がいのある方などが安心して生活を送れるように、定期的に訪問し、下記のサービスを行います。

このようなお手伝いを行います
●福祉サービスの利用をお手伝いします。
●日常の暮らしに必要な事務手続きをお手伝いします。
●日常の暮らしに必要なお金の出し入れをお手伝いします。
●大切な書類などをお預かりします。

援助内容		料 金
福祉サービスの利用援助・日常生活上の手続き援助		1回1時間まで1,600円 (1時間を超えると30分ごとに600円が加算されます。)
日常的 金銭管理	通帳を本人が保管する場合	1回1時間まで2,000円 (1時間を超えると30分ごとに600円が加算されます。)
	通帳を社会福祉協議会が保管する場合または金融機関において代理により援助を行う場合	
書類等預かりサービス		基本料2,000円（1年間） 利用料500円（1か月）

対 象 者	生活していく上で、一人で判断することに不安のある高齢者や知的障がい・精神障がいのある方など
費 用 等	相談は無料、サービスは有料（低所得の方には免除制度あり）
問い合わせ	社会福祉協議会 成年後見センターこしがや ☎048-966-2281



在宅支援家事サービス事業「ほほえみサービス」

地域・家庭でその人らしい生活が安心して送れるよう、ほほえみスタッフを派遣し家事支援サービスを有料で提供します。

このようなお手伝いを行います
●衣類等の洗濯 ●居室等の掃除・整理整頓 ●生活必需品等の買い物
●調理 ●その他必要と認められるサービス



対 象 者	市内在住の高齢者や障がい者、ヤングケアラー、病気やけがをされた方、産前産後の方などで家事がおもいうようにできない方 ●初めに、ご利用を希望される方の自宅に訪問し、サービス内容の確認をさせていただきます。 ●介護保険の認定を受けている方でも利用できますが、身体介護等に当てはまる場合や日常生活の範囲を超える内容については、対象外となります。 ●活動内容やスタッフの状況により、ご希望に沿えない場合があります。
費 用 等	1時間1,000円（1時間を超えたときは30分ごとに500円が加算されます。） ※短時間サービスは15分以内300円
問い合わせ	社会福祉協議会 生活支援課 ☎048-966-2251 〔利用日時〕月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 9:00～17:00 ※家事支援サービスは多くて週に1～2回、1～2時間程度

介護者サロン

ケアラー（家族介護者）の方同士が気軽に集まり、ケアのこと、日々の悩みや不安など、なんでも話し合える場です。

対 象 者	介護を行っている方、過去に介護していた方、介護に興味がある方などどなたでも。
費 用 等	各団体へご確認ください
問い合わせ	各団体へ

越谷市内で開催している介護者サロン一覧（令和8年7月現在）

会の名称	お問い合わせ先	電話番号
介護者の会 朝顔	越谷市社会福祉協議会地域福祉課	☎048-966-3411
介護者サロン「ティータイム」	越谷介護者の会	☎090-3590-9795
介護者サロン あすなろ越谷	地域包括支援センター桜井	☎048-970-2015
介護者サロン キャンベル	特別養護老人ホームキャンベルホーム	☎048-970-3330
介護者サロン ましばやし	地域包括支援センター増林	☎048-963-3331
介護者サロン あいあい	デイサービスセンターあいあい	☎048-970-1155

オレンジカフェ

認知症の方やそのご家族、地域の方や専門家などが、認知症をテーマに話し合い、自由に参加・交流ができる場です。

対 象 者	認知症の方やそのご家族、地域の方、専門家の方
費 用 等	各団体へご確認ください
問い合わせ	二次元コードの市公式ホームページより各団体へ



市公式HP
オレンジカフェ
二次元コード

認知症の電話相談・若年性認知症の電話相談

埼玉県内の介護の経験者が、認知症の方や家族の立場で相談に応じます。また、若年性認知症支援コーディネーターによる相談対応を行っています。

対 象 者	認知症の方やそのご家族など	費 用 等	電話料金のみ自己負担
問い合わせ	〈認知症の電話相談〉公益社団法人認知症の人と家族の会 埼玉県支部 ☎048-814-1210 月・水・金・土曜日（祝日、年末年始を除く） 10:00～16:00 〈若年性認知症の電話相談〉埼玉県・さいたま市若年性認知症サポートセンター ☎048-814-1212 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 9:00～16:00		

医療保険を利用した認知症デイケア

医療保険による認知症治療のための通所施設です。認知症の進行防止や機能維持、改善を目的とした機能訓練やリハビリテーション活動、日常生活の練習などを行います。

対 象 者	認知症の方（ご利用の際は、医師の診断が必要です。）	問い合わせ	かかりつけ医にご相談ください
-------	---------------------------	-------	----------------

老人福祉センター

健康で生きがいのある生活が送れるよう、60歳以上の方を対象に、健康の増進・教養の向上等、自主活動の場を提供しています。また、教養講座や健康相談事業なども実施しています。

会場	所在地	電話番号	利用時間	休館日
けやき荘	新川町2-55	048-965-5822	9:30～16:00	第1・3・5土曜日、第2・4日曜日、祝日および年末年始
くすのき荘	大杉655	048-979-6600		第2・4土曜日、第1・3・5日曜日、祝日および年末年始
ゆりのき荘	増林3-2-2 (いきいき館内)	048-992-6601		毎週月曜日(月曜日が祝日の場合はその翌日)、年末年始
ひのき荘	川柳町2-507-1	048-973-7903		毎週火曜日(火曜日が祝日の場合はその翌日)、年末年始

認知症の方及びその家族と高齢者の居場所づくり事業

高齢者等が「ふらっと」気軽に訪れ、交流することができる場所を提供します。「情報交換」の場と「地域交流、仲間づくり」の場です。

対 象 者	原則、認知症の方及びその家族と60歳以上の方
費 用 等	無料
問い合わせ	「ふらっと」がもう ☎048-986-5115 「ふらっと」おおぶくろ ☎048-975-4000 社会福祉協議会地域福祉課 ☎048-966-3411

	「ふらっと」がもう
【利用時間】	9:00～17:00
【定休日】	毎週火曜日および年末年始
【所在地】	蒲生寿町17-12 (蒲生駅前商店会内)
	「ふらっと」おおぶくろ
【利用時間】	9:00～17:00
【定休日】	毎週日曜日および年末年始
【所在地】	袋山1435-16 (大袋商店会内)

いきいき農園

農作業を通して収穫の喜びを味わい、また、利用者相互の交流と親睦を深め健康で生きがいのある生活を送っていただくため、65歳以上の方に貸し出しています。

対 象 者	65歳以上の方 ※空き区画がある場合、60歳以上65歳未満の方も利用できます。
費 用 等	無料
問い合わせ	高齢福祉課 ☎048-963-9187

老人クラブ

各地区の60歳以上の方が互いに交流を図り、健康で楽しく生きがいを高める活動や奉仕活動に取り組んでいる組織です。

対 象 者	60歳以上の方
費 用 等	下記事務局へご確認ください
問い合わせ	越谷市老人クラブ連合会事務局 (老人福祉センターけやき荘内) ☎048-965-5822 【所在地】新川町2-55

敬老会

多年にわたって社会に貢献してきた方を敬愛し、長寿をお祝いするため、75歳以上の方を対象に、敬老会を開催しています。

対 象 者	75歳以上の方
費 用 等	無料
問い合わせ	高齢福祉課 ☎048-963-9187

敬老祝金

市内に1年以上居住している方で、満88歳、満99歳の年齢に達した方は、その年度の9月、または3月に、満100歳に達した方は誕生日以降に、敬老の意を表すとともに長寿のお祝金を贈呈します。

対 象 者	市内に1年以上居住している 満88歳、満99歳、満100歳の方
贈呈額	満88歳：3万円 満99歳：5万円 満100歳：7万円
問い合わせ	高齢福祉課 ☎048-963-9187

きらぽ（越谷きらきらポイント）

高齢者の社会参加を推進するため、健康アプリを活用した生きがいづくりやフレイル予防を行います。アプリを通じて獲得したポイントはPayPayの支払いに使用することができます。

対 象 者	65歳以上の方
費 用 等	無料 ※アプリのダウンロードや使用にかかる通信料は発生します。
問い合わせ	高齢福祉課 ☎048-963-9187

介護支援ボランティア制度

市に登録された介護保険施設等でボランティア活動を実施することにより、換金可能なポイント(換金額：年額最大5,000円) がもらえる仕組みです。※換金には、活動翌年度に申請が必要です。

対 象 者	市内在住の 65 歳以上の方
問い合わせ	高齢福祉課 ☎048-963-9187 社会福祉協議会 ボランティアセンター ☎048-966-3211

シルバー人材センター

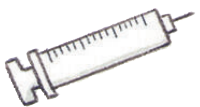
仕事を通して仲間づくりや健康づくりをしたい60歳以上の方に、経験、技能、体力等に応じて希望する仕事をお世話します。「はたらく×楽しむ」組織です。

対 象 者	60歳以上の方
費 用 等	有料
問い合わせ	シルバー人材センター ☎048-967-4311
主な仕事	家庭内清掃、通院・外出付添い、買い物代行、ゴミ出し・ゴミ当番代行、電球交換

高齢者インフルエンザ予防接種

インフルエンザの予防接種は、インフルエンザにかかりにくくしたり、またかかっても重症になることを防ぐ効果があります。※公費で受けられるのは年間1回までです。

期 間	令和8年10月1日～令和9年1月31日
対 象 者	市内に住民票を有し、次のいずれかに該当する方 ●接種日に65歳以上の方 ●60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器機能・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫不全で身体障害者手帳1級の交付を受けている方、またはそれと同等の障がいがあり医師の診断書がある方 ※接種日に75歳以上の方は高用量インフルエンザワクチンも選択可能
費 用 等	標準用量 1,500円 (生活保護世帯に属する方・中国残留邦人等支援給付制度適用の方は無料、市民税非課税世帯に属する方は事前申請により無料) ※高用量 未定
問い合わせ	健康づくり推進課 健康づくり推進担当 ☎048-960-1100



高齢者肺炎球菌予防接種

肺炎球菌性肺炎は、成人肺炎の約2割～3割を占め、特に高齢者での重症化が問題になっています。肺炎球菌ワクチン接種により、肺炎の予防や肺炎にかかっても重症化を防ぐ効果が期待されます。※公費で受けられるのは、初回接種の方で1人1回限りです。

対 象 者	市内に住民票を有し、次のいずれかに該当する方 ●接種日に65歳の方（誕生日の翌月に個別通知をしています） 注：65歳を超える方を対象とした経過措置は、令和6年3月31日に終了しました。 【期間】65歳から66歳の誕生日の前日まで ●60歳以上65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器機能・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫不全で身体障害者手帳1級の交付を受けている方、またはそれと同等の障がいがあり医師の診断書がある方 ※原則、過去に肺炎球菌ワクチンを受けた方（自費も含む）は対象外。ただし、医師が必要と認めた場合は対象
費 用 等	4,000 円 (生活保護世帯に属する方・中国残留邦人等支援給付制度適用の方は無料、市民税非課税世帯に属する方は事前申請により無料)
問い合わせ	健康づくり推進課 健康づくり推進担当 ☎048-960-1100



高齢者新型コロナ予防接種

新型コロナ予防接種は、新型コロナウイルス感染症にかかりにくくしたり、またかかっても重症になることを防ぐ効果があります。

※公費で受けられるのは年間1回までです。

期 間	令和8年10月1日～令和9年1月31日
対 象 者	市内に住民票を有し、次のいずれかに該当する方 ①接種日に65歳以上の方 ②60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器機能・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫不全で身体障害者手帳1級の交付を受けている方、またはそれと同等の障がいがあり医師の診断書がある方
費 用 等	9,800 円 (生活保護世帯に属する方・中国残留邦人等支援給付制度適用の方は無料、市民税非課税世帯に属する方は事前申請により無料)
問い合わせ	健康づくり推進課 健康づくり推進担当 ☎048-960-1100

高齢者带状疱疹予防接種

带状疱疹は、神経支配領域に沿って、典型的には体の左右どちらかに帯状に、ときに痛みを伴う水疱が出現する病気です。合併症の一つに皮膚の症状が治った後にも痛みが残る「带状疱疹後神経痛」があり、日常生活に支障をきたすこともあります。带状疱疹予防接種は、带状疱疹の予防や带状疱疹にかかっても重症化を防ぐ効果が期待されています。

※不活化ワクチンと生ワクチンのどちらかを選択して接種します。公費で受けられるのは原則、初回接種の方で、期間内、不活化ワクチン2回、生ワクチン1回までです。

期 間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
対 象 者	市内に住民票を有し、次のいずれかに該当する方 ①年度内に65 歳を迎える方 ②60歳以上65歳未満で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫不全で身体障害者手帳1級をお持ちの方、または同等の障がいがあり、医師の診断書がある方 ③令和7年度から令和11年度までの5年間の経過措置として、その年度内に70、75、80、85、90、95、100歳となる方も対象になります。
費 用 等	不活化ワクチン 1 回につき 12,000 円 生ワクチン 4,000 円 (生活保護世帯に属する方・中国残留邦人等支援給付制度適用の方は無料、市民税非課税世帯に属する方は事前申請により無料)
問い合わせ	健康づくり推進課 健康づくり推進担当 ☎048-960-1100

リハビリなんでも相談

けやき荘・くすのき荘・ひのき荘・ゆりのき荘・保健センターにおいて、理学療法士・作業療法士によるリハビリ等の相談を実施しています。

実施場所	実施日	その他
けやき荘	4月・7月・10月・1月の第4金曜日(原則)	予約不要 (9:30～11:00に直接会場へ)
くすのき荘	5月・8月・11月・2月の第3金曜日(原則)	
ひのき荘	6月・9月・12月・3月の第2金曜日(原則)	
ゆりのき荘	毎月第2木曜日(原則)	
保健センター	毎月第1・3火曜日(午前) ※事前に健康づくり推進課に予約が必要です。年齢不問	



対 象 者	60歳以上の方・先着8名
費 用	無料 問い合わせ 健康づくり推進課 健康づくり推進担当 ☎048-960-1100

子育て支援のご案内

「こしがや子育てガイドブック」に、妊娠から出産、0歳から18歳までのこどもに関するさまざまな支援を掲載しています。

配布場所	市役所(こども政策課)、出張所、保健センター、児童館など ※市ホームページからも閲覧できます。
問い合わせ	こども政策課 ☎048-963-9165 ※発行、配布に関してのみ。本ガイドブックに掲載されている各種支援制度に関しては、各担当課へのお問い合わせとなります。

成年後見制度とは??

成年後見制度とは、認知症・知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分な方の意思決定を助け、生活や財産などの権利を守る制度のことです。

選ばれた成年後見人などが、本人の意思を尊重し、心身の状態に配慮しながら、本人に代わって手続きなどを行うことで、財産を適正に管理します。

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」があります

●法定後見制度

法定後見とは、認知症などにより、現に本人の判断能力が低下した場合に、親族等の請求により、家庭裁判所が選任した成年後見人等が法定の権限に基づいて本人の財産管理や身上監護を行う制度です。次の3つの種類があります。

後見

自分の財産を管理・処分できない場合

保佐

財産の管理・処分について、つねに援助が必要な場合

補助

財産の管理・処分について、ときに援助が必要な場合

●任意後見制度

任意後見とは、判断能力のあるうちに公正証書を作成して任意後見契約を結び、判断能力が低下したときの事務(財産管理や療養看護に関する事務)の内容と、後見人になる人を定めておく制度です。支援を開始する場合は任意後見人の職務を監督する任意後見監督人を家庭裁判所が選任します。

後見人にはだれがなれるの？

親族のほか、弁護士、司法書士、社会福祉士、法人など。最も適切な人等を家庭裁判所が選任します。

申請の方法

まずは相談を

役所の相談窓口や成年後見センターこしがや、司法書士、弁護士に事情を相談します。

家庭裁判所に申立て

本人または配偶者や親族などが家庭裁判所に申立てをします。

必要な書類

申立書、本人の戸籍抄本、本人と後見人等候補者の住民票、登記されていないことの証明書など。

お問い合わせ・ご相談は下記まで

- 法務省ホームページ..... URL <https://www.moj.go.jp/>
- 成年後見制度全般のお問い合わせ..... 成年後見センターこしがや Tel.048-966-2281
- 成年後見制度の申立について..... さいたま家庭裁判所越谷支部 Tel.048-910-0123
- 成年後見登記について..... 東京法務局民事行政部後見登録課 Tel.03-5213-1360
- 任意後見契約について..... 越谷公証役場 Tel.048-962-2796

介護保険に関する お問い合わせは

高齢介護部 介護保険課

〒343-8501 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

- ◆ **認定担当** ☎ **048-963-9125**
(介護の相談・申請に関すること)
- ◆ **給付担当** ☎ **048-963-9169**
(介護保険のサービス利用に関すること)
- ◆ **保険料担当** ☎ **048-963-9168**
(介護保険料に関すること)
- ◆ **計画担当** ☎ **048-963-9305**
(施設の整備に関すること)

高齢介護部 高齢福祉課

- ◆ **総合事業・高齢者の生きがい事業に関すること**
..... ☎ **048-963-9187**

高齢介護部 地域包括ケア課

- ◆ **介護予防・高齢者福祉サービスに関すること**
..... ☎ **048-963-9163**